

令和5年度
第2回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和5年8月1日（火）
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
 - （2）賃金実態調査結果について
 - （3）その他

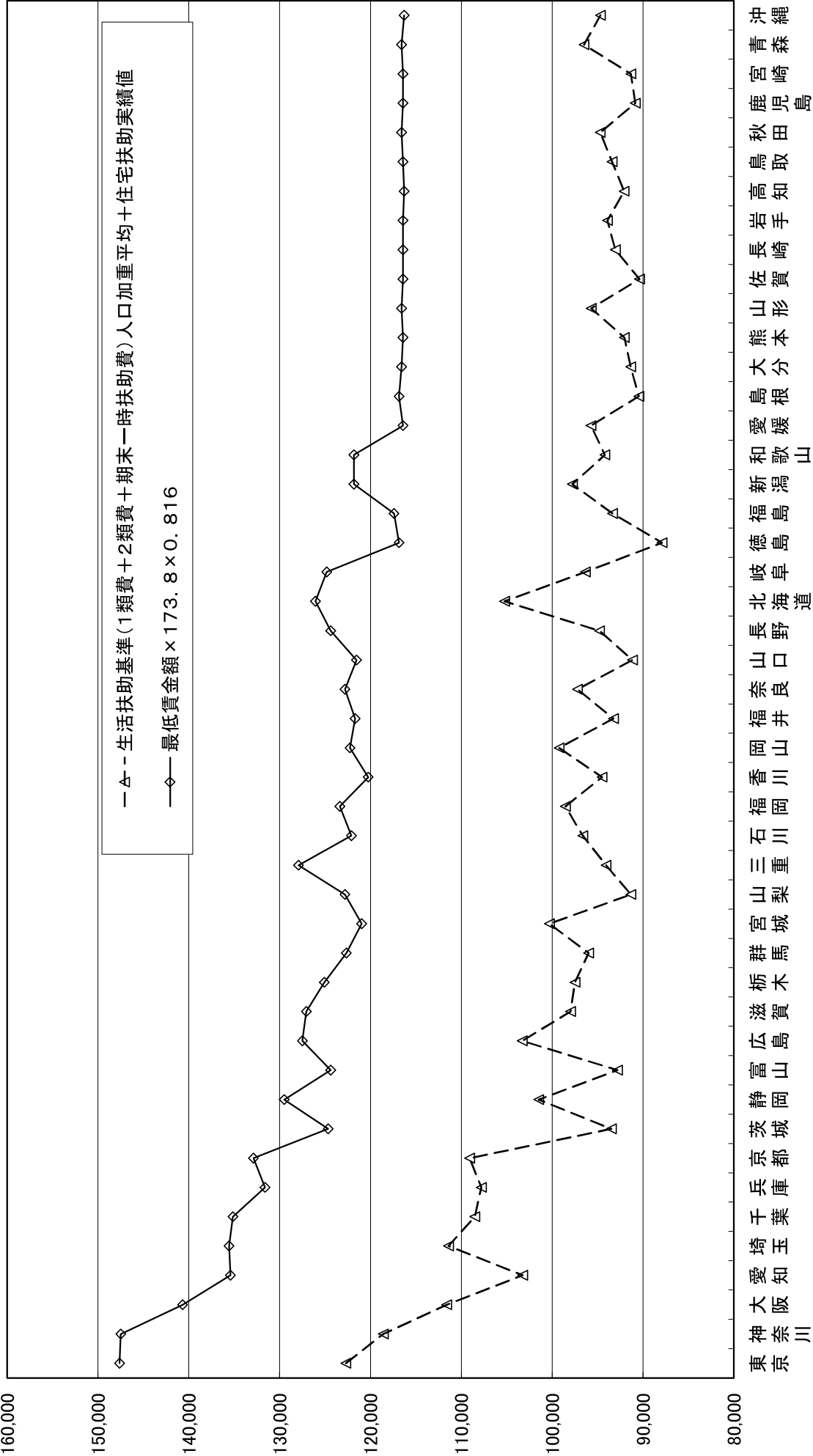
資 料

- 1 生活保護と最低賃金との比較関係資料
- 2 令和5年賃金改定状況調査結果
- 3 令和5年度賃金実態調査結果報告（抜粋）
- 4 秋田地方最低賃金審議会日程（案）
- 5 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）
- 6 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

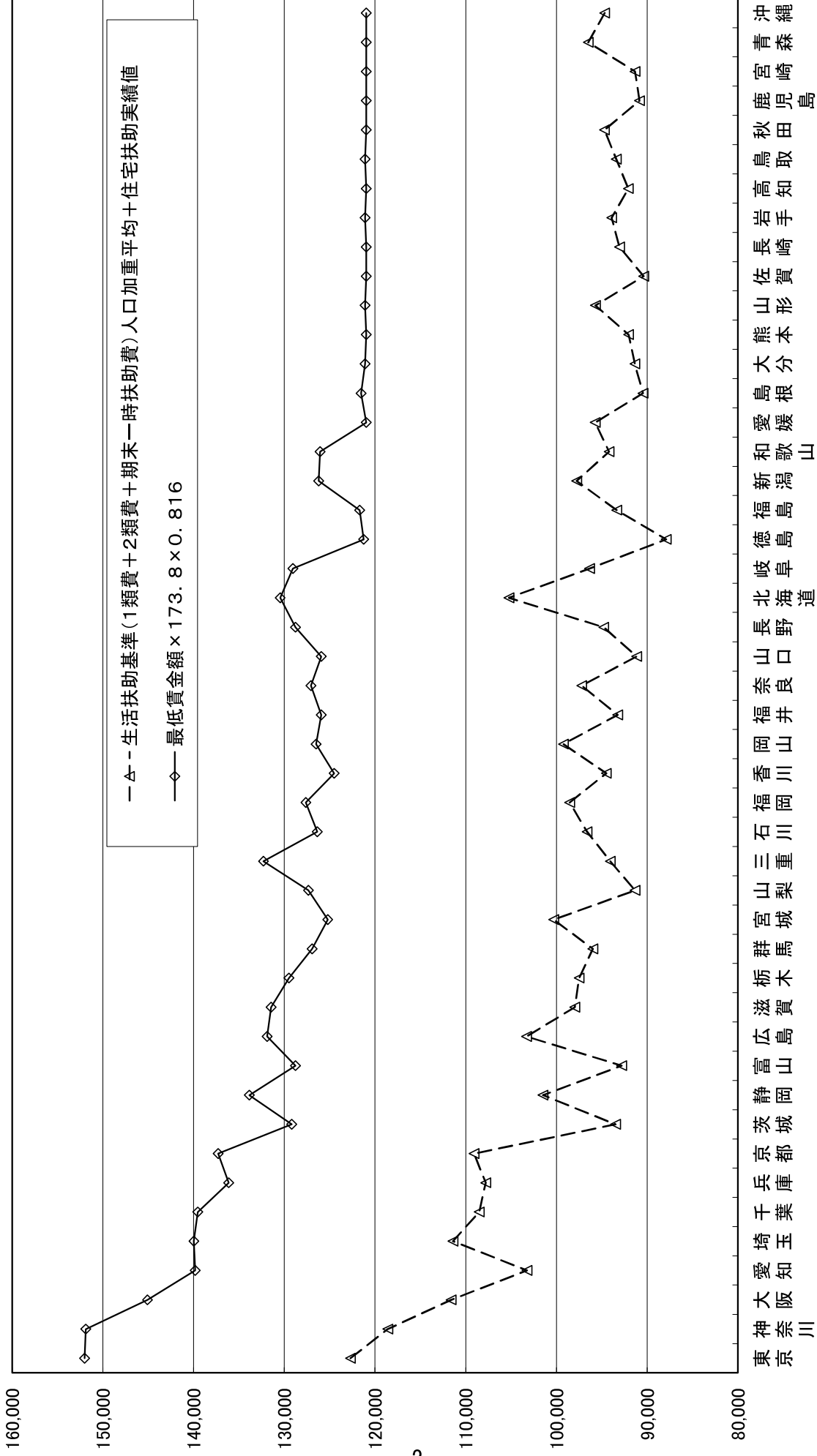
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1)生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度データに基づく乖離額 (A)	令和4年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817→0.816)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△29	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

生活保護と最低賃金の比較について（令和5年度）

秋田労働局賃金室

I 前提

- 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯
- 冬季加算地区 → I区
- 県内級地別人口 → 2級地-1： 307,672人（秋田市）
3級地-1： 453,457人（能代市など8市）
3級地-2： 198,373人（潟上市など16市町村）
計 959,502人

※令和2年国勢調査による市町村別の人口

II 生活保護（令和3年度）

(1) 生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費 基準額

2級地-1	3級地-1	3級地-2
(71,460円×307,672人+68,430円×453,457人+66,940円×198,373人)÷959,502人		
= <u>69,093.54円</u> （1円未満第3位以下切捨て）		

② 第2類費 冬季加算（1か月平均）

級地別の冬季加算（1か月平均）

秋田県：（I区・1人） 12,780円×7÷12=7,455.00円（1円未満第3位以下切捨て）

③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

2級地-1： 12,880円×1÷12=1,073.33円

3級地-1： 11,610円×1÷12= 967.50円

3級地-2： 10,970円×1÷12= 914.16円

(1,073.33円×307,672人+967.50円×453,457人+914.16円×198,373人)÷959,502人
= 990.40円（1円未満第3位以下切捨て）

生活扶助基準（1類費及び2類費+2類費（冬季加算込み）+期末一時扶助費）

=①+②+③

=69,093.54円+7,455.00円+990.40円=77,538.94円（1円未満第3位以下切捨て）

(2) 住宅扶助実績値 (3年度)

被保護世帯数 → 秋田市 : 3,545 世帯
秋田県 (秋田市を除く) : 5,296 世帯
計 8,841 世帯

住宅扶助実績値 → 秋田市 : 22,376.9 円
秋田県 (秋田市を除く) : 13,678.2 円

※令和3年被保護者調査年次調査 (個別調査) 第3-10表により示される秋田市、秋田県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

$$(22,376.9 \text{ 円} \times 3,545 \text{ 世帯} + 13,678.2 \text{ 円} \times 5,296 \text{ 世帯}) \div 8,841 \text{ 世帯} \\ = \underline{\underline{17,166.14 \text{ 円}}} \text{ (1円未満第3位以下切捨て)}$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績

以上 (1)、(2) より、

生活扶助基準+住宅扶助実績値=77,538.94+17,166.14=94,705 円 (1円未満四捨五入)

Ⅲ 最低賃金との比較

時給 822 円 (令和3年秋田県最低賃金額) で月 173.8 時間 (週 40 時間) 働いた場合の1か月の収入 (手取額) は、

$$822 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.816 = \underline{\underline{116,577 \text{ 円}}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

※0.816 は、高知県の令和3年度最低賃金額 820 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、令和3年度データに基づく生活保護と最低賃金の差額は

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金 (手取額)} = 94,705 - 116,577 = \blacktriangle 21,872 \text{ 円}$$

であり、この差額を 173.8 時間で割って1時間あたりとして、0.816 で割って手取額から額面に換算すると

$$\blacktriangle 21,872 \div 173.8 \div 0.816 = \underline{\underline{\blacktriangle 154 \text{ 円}}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

となり、154 円最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和4年度の地域別最低賃金引上げ額 31 円を足すと、

$$154 + 31 = 185 \text{ 円}$$

となり、令和4年地域別最低賃金引上げ後は、185 円最低賃金が生活保護を上回っている。

令和 5 年賃金改定状況調査結果

＜ 調査の概要 ＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,489 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和 4 年 6 月と令和 5 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 26,256 人（81.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 5 年 6 月 1 日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和 5 年 6 月 1 日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 5 年 6 月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 3 年度分、令和 4 年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和 5 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 5 年 6 月 1 日現在〕

ロ 賃金形態〔令和 4 年 6 月分、令和 5 年 6 月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和 4 年 6 月分、令和 5 年 6 月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 4 年 6 月分、令和 5 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所				
		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所				
		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5	-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8	
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4	-11.1	-1.1	-40.0	-0.4	-2.6	1.6	1.6	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6		
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2	-8.2	-5.0	-1.4	-8.7	1.6	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.7	1.6			
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7	
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.8%	3.2%	5.3%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.3%	3.8%	7.0%	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R4年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4%	3.0%	4.8%	0.57	1.0%	3.0%	7.6%	1.10	1.2%	2.3%	5.0%	0.83	1.7%	2.8%	5.0%	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R4年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月																	
男	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3	
女	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,553	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1	
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8	

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表② 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月																	
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3	
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0	
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7	

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）								
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R4年 6月	R5年 6月		R4年 6月	R5年 6月		R4年 6月	R5年 6月		R4年 6月	R5年 6月		R4年 6月	R5年 6月		R4年 6月	R5年 6月		R4年 6月	R5年 6月		R4年 6月	R5年 6月		R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	2.0	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	2.1	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.7	1,589	1,638	3.1	2.7	1.9	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,502	1,537	2.3	2.5	1.7	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
男	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.2	2.0	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	2.4	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
女	計	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	2.0	1.8	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	A	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
	B	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
一般	計	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	A	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	B	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
パート	計	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	A	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	B	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
合計	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.9	1.7	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.7
合計	計	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	-0.8	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	1.8	957	994	3.9	2.4	
	A	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものである。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R4年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

令和5年度 賃金実態調査結果報告（抜粋）

（秋田県最低賃金）

秋 田 労 働 局

目 次

I	秋田県最低賃金実態調査の概要	1
II	調査対象産業集計単位	2
III	秋田県賃金実態調査表（賃金分布の概要）	3
IV	最低賃金改定に伴う未満率及び影響率の推移	4
V	最低賃金基礎調査結果表 令和5年度 総括表（1）	5
	最低賃金基礎調査結果表 令和4年度 総括表（1）	7
	最低賃金基礎調査結果表 令和5年度 総括表（2）	9
VI	全労働者に占めるパート労働者の比率・労働者の男女比	12
VII	統計用語の解説	13

I 賃金実態調査の概要

1 調査の目的

本調査は、秋田地方最低賃金審議会における秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施したものである。

2 調査対象産業

- ① 製造業 ②卸売・小売業 ③学術、専門・技術サービス業 ④宿泊業、飲食サービス業 ⑤生活関連サービス業、娯楽業
⑥ 医療、福祉 ⑦サービス業（他に分類されないもの）⑧情報通信業

3 調査対象事業所規模

- ① 製造業・情報通信業 ～ 常用労働者数1人以上9人以下
② 製造業・情報通信業以外（上記②の②～⑦の産業） ～ 常用労働者数1人以上29人以下

4 調査対象月

令和5年6月

5 調査実施期間

令和5年6月1日～7月31日

6 集計方法

秋田労働局において集計し、集計に当たっては令和3年経済センサスー活動調査を基にした母集団を労働者数に還元したものである。

7 集計事業所数及び労働者数

区	分	事業所数	労働者数
地域別最低賃金適用製造業		96事業所	1,355人
地域別最低賃金適用卸売・小売業		215事業所	1,457人
地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業		63事業所	324人
地域別最低賃金適用医療、福祉業		113事業所	1,135人
地域別最低賃金適用サービス業		161事業所	911人
地域別最低賃金情報通信業		2事業所	43人
	計	650事業所	5,225人

Ⅱ 調査対象産業集計単位

地域別最低賃金適用産業計

- 1 地域別最低賃金適用製造業
E09～E27 (E231～E232を除く)、E2832、E291～E294、E297、E301、E3023
E31 (E311を除く)、E32
- 2 地域別最低賃金適用卸売・小売業
I50～I55、I56～I58、I590、I5912、I5914、I592、I593、I60、I61
- 3 地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業
M75～M77
- 4 地域別最低賃金適用医療、福祉
P83～P85
- 5 地域別最低賃金適用サービス業
L71～L74、N78～N80、R88～R95
- 6 情報通信業
G41

Ⅲ 秋田県賃金実態調査表

(賃金分布の概要)

地域 「県内全地域・地域別最賃対象産業」

秋田労働局 令和5年7月25日作成

賃金分布表 (年齢別計)	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
時間当り平均賃金額	1,048 +1.6%	1,072 +2.3%	1,042 -2.8%	1,050 +0.8%	1,078 +2.7%	1,095 +1.6%	1,138 +3.9%	1,145 +0.6%	1,171 +2.3%	1,195 +2.0%	1,212 +1.4%
月1人当り労働時間数	149	149	152	149	147	148	149	144	145	141	146
第1・20分位数	660	665	680	695	720	739	762	790	795	822	853
第1・10分位数	680	690	696	700	720	750	775	796	800	830	856
第1・4分位数	734	750	750	750	781	800	833	843	850	867	900
中位数	893	910	900	910	933	951	1,000	1,000	1015	1034	1066
四分位分散係数	0.259	0.257	0.242	0.247	0.224	0.224	0.217	0.224	0.231	0.226	0.212

※時間当り平均賃金額の前年度との増減率については、小数点第二位を四捨五入

IV 最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移

秋 田 県 最 低 賃 金		平 成 25 年	平 成 26 年	平 成 27 年	平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年	令 和 5 年
年	最低賃金	665 円	679 円	695 円	716 円	738 円	762 円	790 円	792 円	822 円	853 円	—
	未 満 率	1.0%	0.7%	0.6%	0.9%	0.7%	0.9%	0.3%	1.0%	0.8%	1.3%	0.9%
	影 響 率	6.7%	7.6%	9.8%	15.7%	13.5%	16.6%	13.1%	9.1%	18.1%	22.2%	—

(注)

- 1 未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定前の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 2 影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定後の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 3 未満率、影響率は、「賃金実態調査結果（秋田労働局）」により算出した推計値である。

V 令和5年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表 (1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)												最低賃金： 853円
05年		総括表 (1)			産業： (全て) 就業形態： (全て)						産業適用除外含む全労働者	
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別							
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上		
計	120,520	49,607	60,146	10,767	268	1,548	74,584	13,952	13,143	17,023		
円	584	499	85	-	-	-	166	23	131	265		
-	842 (0.5)	(1.0)	(0.1)	-	-	-	(0.2)	(0.2)	(1.0)	(1.6)		
843 -	843 (0.5)	(1.0)	(0.1)	-	-	-	166	23	131	265		
844 -	844 (0.5)	(1.0)	(0.1)	-	-	-	(0.2)	(0.2)	(1.0)	(1.6)		
845 -	845 (0.5)	(1.0)	(0.1)	-	-	-	166	23	131	265		
846 -	846 (0.5)	(1.0)	(0.2)	-	-	-	(0.2)	(0.2)	(1.0)	(1.6)		
847 -	847 (0.5)	(1.0)	106 (0.2)	2 (0.0)	-	-	20	169	23	131		
848 -	848 (0.5)	(1.0)	(0.2)	(0.0)	-	-	(1.3)	(0.2)	(2.3)	(1.6)		
849 -	849 (0.5)	(1.0)	(0.2)	(0.0)	-	-	20	169	23	131		
850 -	850 (0.7)	(1.5)	(0.2)	(0.0)	-	-	20	261	23	131		
851 -	851 (0.8)	(1.7)	(0.2)	(0.0)	-	-	(1.3)	(0.4)	(0.2)	131		
852 -	852 (0.9)	(1.7)	(0.3)	(0.1)	-	-	20	396	23	131		
853 -	853 (7.7)	(6.8)	(8.7)	(6.5)	109 (40.8)	125 (8.1)	4,106 (5.5)	1,053 (7.6)	1,100 (8.4)	2,812 (16.5)		
854 -	854 (7.8)	(7.0)	(8.8)	(6.5)	109 (40.8)	125 (8.1)	4,191 (5.6)	1,053 (7.6)	1,147 (8.7)	2,830 (16.6)		
855 -	855 (9.7)	(9.2)	(10.1)	(9.6)	109 (40.8)	152 (9.8)	5,358 (7.2)	1,194 (8.6)	1,297 (9.9)	3,565 (20.9)		
856 -	856 (10.1)	(9.7)	(10.6)	(9.6)	109 (40.8)	152 (9.8)	5,687 (7.6)	1,231 (8.8)	1,365 (10.4)	3,638 (21.4)		
857 -	857 (10.3)	(9.9)	(10.7)	(9.6)	109 (40.8)	153 (9.9)	5,850 (7.8)	1,231 (8.8)	1,390 (10.6)	3,638 (21.4)		
858 -	858 (10.4)	(10.0)	(10.8)	(9.6)	109 (40.8)	153 (9.9)	5,888 (7.9)	1,248 (8.9)	1,391 (10.6)	3,696 (21.7)		
859 -	859 (10.4)	(10.1)	(10.9)	(9.6)	109 (40.8)	155 (10.0)	5,966 (8.0)	1,248 (8.9)	1,391 (10.6)	3,722 (21.9)		
860 -	860 (14.0)	(14.2)	(14.5)	(10.9)	132 (49.4)	277 (17.9)	8,368 (11.2)	1,769 (12.7)	1,810 (13.8)	4,565 (26.8)		
861 -	861 (14.1)	(14.3)	(14.6)	(10.9)	132 (49.4)	277 (17.9)	8,452 (11.3)	1,769 (12.7)	1,852 (14.1)	4,565 (26.8)		
862 -	862 (14.5)	(14.5)	(15.1)	(10.9)	132 (49.4)	277 (17.9)	8,722 (11.7)	1,912 (13.7)	1,852 (14.1)	4,565 (26.8)		
863 -	863 (14.6)	(14.6)	(15.2)	(10.9)	132 (49.4)	305 (19.7)	8,771 (11.8)	1,933 (13.9)	1,852 (14.1)	4,567 (26.8)		
864 -	864 (14.7)	(14.9)	(15.2)	(10.9)	132 (49.4)	305 (19.7)	8,831 (11.8)	1,998 (14.3)	1,852 (14.1)	4,567 (26.8)		
865 -	865 (15.1)	(15.0)	(15.6)	(12.1)	132 (49.4)	305 (19.7)	8,960 (12.0)	2,143 (15.4)	2,000 (15.2)	4,606 (27.1)		
866 -	866 (15.2)	(15.4)	(15.6)	(12.1)	132 (49.4)	307 (19.8)	9,021 (12.1)	2,225 (15.9)	2,057 (15.7)	4,606 (27.1)		
867 -	867 (15.3)	(15.4)	(15.6)	(12.3)	132 (49.4)	307 (19.8)	9,052 (12.1)	2,225 (15.9)	2,064 (15.7)	4,606 (27.1)		
868 -	868 (15.4)	(15.8)	(15.7)	(12.3)	132 (49.4)	307 (19.8)	9,256 (12.4)	2,245 (16.1)	2,064 (15.7)	4,606 (27.1)		
869 -	869 (15.6)	(16.0)	(15.8)	(12.9)	132 (49.4)	330 (21.3)	9,319 (12.5)	2,280 (16.3)	2,118 (16.1)	4,679 (27.5)		
870 -	870 (16.6)	(17.5)	(16.4)	(13.2)	149 (55.6)	330 (21.3)	9,889 (13.3)	2,515 (18.0)	2,179 (16.6)	4,913 (28.9)		
871 -	871 (16.7)	(17.5)	(16.6)	(13.2)	149 (55.6)	330 (21.3)	9,993 (13.4)	2,515 (18.0)	2,179 (16.6)	4,913 (28.9)		
872	872 (16.7)	(17.6)	(16.6)	(13.2)	149 (55.6)	330 (21.3)	9,993 (13.4)	2,515 (18.0)	2,179 (16.6)	4,942 (29.0)		
873	873 (16.8)	(17.6)	(16.7)	(13.3)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,070 (13.5)	2,531 (18.1)	2,186 (16.6)	4,957 (29.1)		
874	874 (16.9)	(17.8)	(16.7)	(13.3)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,072 (13.5)	2,531 (18.1)	2,186 (16.6)	5,037 (29.6)		
875	875 (17.1)	(18.0)	(17.1)	(13.4)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,213 (13.7)	2,560 (18.4)	2,257 (17.2)	5,083 (29.9)		
876	876 (17.2)	(18.0)	(17.1)	(13.4)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,213 (13.7)	2,560 (18.4)	2,303 (17.5)	5,105 (30.0)		
877	877 (17.2)	(18.2)	(17.2)	(13.4)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,219 (13.7)	2,580 (18.5)	2,303 (17.5)	5,156 (30.3)		
878	878 (17.5)	(18.5)	(17.3)	(13.5)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,420 (14.0)	2,608 (18.7)	2,323 (17.7)	5,179 (30.4)		
879	879 (17.6)	(18.5)	(17.5)	(13.5)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,448 (14.0)	2,628 (18.8)	2,323 (17.7)	5,258 (30.9)		
880	880 (19.3)	(19.8)	(19.8)	(14.4)	184 (68.6)	464 (30.0)	11,403 (15.3)	2,897 (20.8)	2,580 (19.6)	5,744 (33.7)		
881	881 (19.4)	(19.8)	(19.9)	(14.7)	184 (68.6)	485 (31.3)	11,496 (15.4)	2,918 (20.9)	2,580 (19.6)	5,761 (33.8)		
882	882 (19.5)	(19.8)	(20.0)	(14.7)	184 (68.6)	485 (31.3)	11,508 (15.4)	2,938 (21.1)	2,593 (19.7)	5,767 (33.9)		
883	883 (19.6)	(20.1)	(20.1)	(15.1)	184 (68.6)	485 (31.3)	11,550 (15.5)	2,938 (21.1)	2,633 (20.0)	5,889 (34.6)		
884	884 (19.7)	(20.1)	(20.1)	(15.1)	184 (68.6)	485 (31.3)	11,595 (15.5)	2,938 (21.1)	2,633 (20.0)	5,904 (34.7)		
885	885 (19.9)	(20.4)	(20.4)	(15.3)	184 (68.6)	492 (31.8)	11,821 (15.8)	2,965 (21.2)	2,636 (20.1)	5,914 (34.7)		

		24,229	10,110	12,453	1,667	184	492	11,919	2,969	2,686	5,978
886	886	(20.1)	(20.4)	(20.7)	(15.5)	(68.6)	(31.8)	(16.0)	(21.3)	(20.4)	(35.1)
		24,361	10,154	12,533	1,674	184	492	12,007	2,999	2,701	5,978
887	887	(20.5)	(20.5)	(20.8)	(15.5)	(68.6)	(31.8)	(16.1)	(21.5)	(20.6)	(35.1)
		24,613	10,275	12,656	1,681	184	499	12,069	3,040	2,791	6,029
888	888	(20.4)	(20.7)	(21.0)	(15.6)	(68.6)	(32.2)	(16.2)	(21.8)	(21.2)	(35.4)
		24,693	10,303	12,709	1,681	184	499	12,105	3,040	2,806	6,060
889	889	(20.5)	(20.8)	(21.1)	(15.6)	(68.6)	(32.2)	(16.2)	(21.8)	(21.3)	(35.6)
		25,631	10,591	13,325	1,714	225	582	12,433	3,127	2,980	6,284
890	890	(21.3)	(21.4)	(22.2)	(15.9)	(84.1)	(37.6)	(16.7)	(22.4)	(22.7)	(36.9)
		25,739	10,591	13,424	1,723	225	582	12,433	3,127	3,088	6,284
891	891	(21.4)	(21.4)	(22.3)	(16.0)	(84.1)	(37.6)	(16.7)	(22.4)	(23.5)	(36.9)
		26,020	10,665	13,625	1,730	225	623	12,625	3,169	3,094	6,284
892	892	(21.6)	(21.5)	(22.7)	(16.1)	(84.1)	(40.3)	(16.9)	(22.7)	(23.5)	(36.9)
		26,100	10,693	13,675	1,732	225	623	12,654	3,169	3,122	6,307
893	893	(21.7)	(21.6)	(22.7)	(16.1)	(84.1)	(40.3)	(17.0)	(22.7)	(23.8)	(37.0)
		26,206	10,720	13,735	1,751	225	623	12,682	3,169	3,200	6,307
894	894	(21.7)	(21.6)	(22.8)	(16.3)	(84.1)	(40.3)	(17.0)	(22.7)	(24.3)	(37.0)
		26,279	10,779	13,735	1,765	225	623	12,755	3,169	3,200	6,307
895	895	(21.8)	(21.7)	(22.8)	(16.4)	(84.1)	(40.3)	(17.1)	(22.7)	(24.3)	(37.0)
		26,418	10,863	13,791	1,765	225	623	12,882	3,169	3,200	6,319
896	896	(21.9)	(21.9)	(22.9)	(16.4)	(84.1)	(40.3)	(17.3)	(22.7)	(24.3)	(37.1)
		26,757	10,976	13,954	1,827	225	623	13,151	3,228	3,210	6,320
897	897	(22.2)	(22.1)	(23.2)	(17.0)	(84.1)	(40.3)	(17.6)	(23.1)	(24.4)	(37.1)
		26,872	10,992	14,053	1,827	225	623	13,225	3,228	3,211	6,360
898	898	(22.3)	(22.2)	(23.4)	(17.0)	(84.1)	(40.3)	(17.7)	(23.1)	(24.4)	(37.4)
		26,902	10,992	14,083	1,827	225	623	13,254	3,228	3,211	6,360
899	899	(22.3)	(22.2)	(23.4)	(17.0)	(84.1)	(40.3)	(17.8)	(23.1)	(24.4)	(37.4)
		31,275	13,384	15,965	1,926	242	1,100	15,704	3,476	3,627	7,126
900	900	(26.0)	(27.0)	(26.5)	(17.9)	(90.3)	(71.1)	(21.1)	(24.9)	(27.6)	(41.9)
		31,368	13,415	16,026	1,926	242	1,100	15,776	3,496	3,627	7,126
901	901	(26.0)	(27.0)	(26.6)	(17.9)	(90.3)	(71.1)	(21.2)	(25.1)	(27.6)	(41.9)
		31,368	13,415	16,026	1,926	242	1,100	15,776	3,496	3,627	7,126
902	902	(26.0)	(27.0)	(26.6)	(17.9)	(90.3)	(71.1)	(21.2)	(25.1)	(27.6)	(41.9)
		31,368	13,415	16,026	1,926	242	1,100	15,776	3,496	3,627	7,126
903	903	(26.0)	(27.0)	(26.6)	(17.9)	(90.3)	(71.1)	(21.2)	(25.1)	(27.6)	(41.9)
		32,869	13,822	17,011	2,036	242	1,135	16,310	3,731	3,917	7,534
904	909	(27.3)	(27.9)	(28.3)	(18.9)	(90.3)	(73.3)	(21.9)	(26.7)	(29.8)	(44.3)
		35,386	14,713	18,392	2,282	242	1,195	17,852	4,130	4,212	7,754
910	919	(29.4)	(29.7)	(30.6)	(21.2)	(90.3)	(77.2)	(23.9)	(29.6)	(32.1)	(45.6)
		37,789	15,436	19,789	2,564	242	1,253	19,604	4,186	4,511	7,993
920	929	(31.4)	(31.1)	(32.9)	(23.8)	(90.3)	(80.9)	(26.3)	(30.0)	(34.3)	(47.0)
		39,859	16,139	20,810	2,910	242	1,280	20,685	4,544	4,817	8,292
930	939	(33.1)	(32.5)	(34.6)	(27.0)	(90.3)	(82.7)	(27.7)	(32.6)	(36.7)	(48.7)
		41,217	16,722	21,379	3,116	242	1,311	21,485	4,735	4,996	8,449
940	949	(34.2)	(33.7)	(35.5)	(28.9)	(90.3)	(84.7)	(28.8)	(33.9)	(38.0)	(49.6)
		43,443	18,026	22,117	3,300	242	1,311	22,901	4,962	5,205	8,823
950	959	(36.0)	(36.3)	(36.8)	(30.6)	(90.3)	(84.7)	(30.7)	(35.6)	(39.6)	(51.8)
		45,005	18,685	22,928	3,392	242	1,385	24,182	4,979	5,253	8,964
960	969	(37.3)	(37.7)	(38.1)	(31.5)	(90.3)	(89.4)	(32.4)	(35.7)	(40.0)	(52.7)
		46,653	19,340	23,796	3,518	242	1,426	25,243	5,175	5,387	9,179
970	979	(38.7)	(39.0)	(39.6)	(32.7)	(90.3)	(92.1)	(33.8)	(37.1)	(41.0)	(53.9)
		48,844	20,294	24,933	3,616	242	1,448	26,721	5,340	5,522	9,570
980	989	(40.5)	(40.9)	(41.5)	(33.6)	(90.3)	(93.5)	(35.8)	(38.3)	(42.0)	(56.2)
		49,957	20,706	25,530	3,722	242	1,448	27,533	5,376	5,683	9,676
990	999	(41.5)	(41.7)	(42.4)	(34.6)	(90.3)	(93.5)	(36.9)	(38.5)	(43.2)	(56.8)
		64,445	26,850	32,327	5,268	268	1,548	36,576	6,848	7,394	11,810
1000	1099	(53.5)	(54.1)	(53.7)	(48.9)	(100.0)	(100.0)	(49.0)	(49.1)	(56.3)	(69.4)
		76,693	31,540	38,622	6,531			44,669	8,052	8,936	13,219
1100	1199	(63.6)	(63.6)	(64.2)	(60.7)			(59.9)	(57.7)	(68.0)	(77.7)
		86,342	35,517	43,246	7,578			51,814	9,122	9,716	13,873
1200	1299	(71.6)	(71.6)	(71.9)	(70.4)			(69.5)	(65.4)	(73.9)	(81.5)
		94,007	38,578	47,149	8,280			57,145	9,869	10,572	14,605
1300	1399	(78.0)	(77.8)	(78.4)	(76.9)			(76.6)	(70.7)	(80.4)	(85.8)
		99,470	40,264	50,113	9,093			61,212	10,542	10,993	14,907
1400	1499	(82.5)	(81.2)	(83.3)	(84.5)			(82.1)	(75.6)	(83.6)	(87.6)
		120,520	49,607	60,146	10,767			74,584	13,952	13,143	17,023
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		180,908	177,389	180,172	201,236	52,857	80,200	191,677	198,558	181,038	130,337
時間当平均賃金額		1,212	1,217	1,209	1,207	881	905	1,225	1,291	1,193	1,142
月一人当たり労働時間数		146	143	146	166	59	88	154	149	150	116
第1・2 0分位数		853	853	853	853	853	853	853	853	853	853
第1・1 0分位数		856	858	855	860	853	859	860	860	856	853
第1・4分位数		900	900	900	933	853	880	923	901	900	860
中位数		1,066	1,063	1,062	1,104	870	900	1,102	1,107	1,030	950
四分位偏差係数		0.2118	0.2118	0.2120	0.1976	0.0215	0.0182	0.2058	0.2628	0.1976	0.1544

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

V 令和4年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)		04年 総括表(1)									
		就業形態:(全て)						年齢別			
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別						
		1~9人	10~29人	30~99人	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
計	121,893	56,497	58,421	6,975	154	1,755	76,078	13,602	13,043	17,260	
円	1,241	744	497			38	497	176	179	351	
811	(1.0)	(1.3)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.3)	(1.4)	(2.0)	
812	1,274	777	497			38	530	176	179	351	
812	(1.0)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.3)	(1.4)	(2.0)	
813	1,274	777	497			38	530	176	179	351	
813	(1.0)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.3)	(1.4)	(2.0)	
814	1,328	806	522			38	554	206	179	351	
814	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)	
815	1,328	806	522			38	554	206	179	351	
815	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)	
816	1,328	806	522			38	554	206	179	351	
816	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)	
817	1,328	806	522			38	554	206	179	351	
817	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)	
818	1,328	806	522			38	554	206	179	351	
818	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)	
819	1,328	806	522			38	554	206	179	351	
819	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)	
820	1,482	901	580			38	645	235	179	385	
820	(1.2)	(1.6)	(1.0)			(2.1)	(0.8)	(1.7)	(1.4)	(2.2)	
821	1,615	952	583	79		38	706	307	179	385	
821	(1.3)	(1.7)	(1.0)	(1.1)		(2.1)	(0.9)	(2.3)	(1.4)	(2.2)	
822	8,682	2,325	5,442	915	37	223	3,779	739	1,227	2,678	
822	(7.1)	(4.1)	(9.3)	(13.1)	(24.2)	(12.7)	(5.0)	(5.4)	(9.4)	(15.5)	
823	8,897	2,399	5,501	997	37	257	3,898	742	1,256	2,708	
823	(7.3)	(4.2)	(9.4)	(14.3)	(24.2)	(14.6)	(5.1)	(5.5)	(9.6)	(15.7)	
824	9,242	2,610	5,620	1,012	37	257	4,082	774	1,314	2,779	
824	(7.6)	(4.6)	(9.6)	(14.5)	(24.2)	(14.6)	(5.4)	(5.7)	(10.1)	(16.1)	
825	10,324	3,123	5,979	1,222	117	257	4,371	1,037	1,417	3,126	
825	(8.5)	(5.5)	(10.2)	(17.5)	(75.6)	(14.6)	(5.7)	(7.6)	(10.9)	(18.1)	
826	10,675	3,436	6,017	1,222	117	286	4,662	1,038	1,417	3,155	
826	(8.8)	(6.1)	(10.3)	(17.5)	(75.6)	(16.3)	(6.1)	(7.6)	(10.9)	(18.3)	
827	10,785	3,484	6,080	1,222	117	286	4,706	1,071	1,439	3,167	
827	(8.8)	(6.2)	(10.4)	(17.5)	(75.6)	(16.3)	(6.2)	(7.9)	(11.0)	(18.3)	
828	10,920	3,513	6,158	1,249	117	286	4,785	1,104	1,442	3,186	
828	(9.0)	(6.2)	(10.5)	(17.9)	(75.6)	(16.3)	(6.3)	(8.1)	(11.1)	(18.5)	
829	11,048	3,604	6,159	1,285	117	286	4,892	1,123	1,443	3,186	
829	(9.1)	(6.4)	(10.5)	(18.4)	(75.6)	(16.3)	(6.4)	(8.3)	(11.1)	(18.5)	
830	16,987	7,312	8,184	1,490	117	452	7,992	1,622	2,063	4,740	
830	(13.9)	(12.9)	(14.0)	(21.4)	(75.6)	(25.8)	(10.5)	(11.9)	(15.8)	(27.5)	
831	17,662	7,346	8,812	1,504	117	452	8,255	1,784	2,230	4,824	
831	(14.5)	(13.0)	(15.1)	(21.6)	(75.6)	(25.8)	(10.9)	(13.1)	(17.1)	(28.0)	
832	17,938	7,440	8,994	1,504	117	452	8,371	1,866	2,262	4,870	
832	(14.7)	(13.2)	(15.4)	(21.6)	(75.6)	(25.8)	(11.0)	(13.7)	(17.3)	(28.2)	
833	18,224	7,646	9,074	1,504	117	452	8,469	1,866	2,318	5,002	
833	(15.0)	(13.5)	(15.5)	(21.6)	(75.6)	(25.8)	(11.1)	(13.7)	(17.8)	(29.0)	
834	18,343	7,702	9,137	1,504	117	452	8,491	1,922	2,318	5,043	
834	(15.0)	(13.6)	(15.6)	(21.6)	(75.6)	(25.8)	(11.2)	(14.1)	(17.8)	(29.2)	
835	18,657	7,781	9,291	1,586	117	452	8,572	1,967	2,393	5,157	
835	(15.3)	(13.8)	(15.9)	(22.7)	(75.6)	(25.8)	(11.3)	(14.5)	(18.3)	(29.9)	
836	18,955	7,887	9,481	1,586	117	452	8,660	1,967	2,448	5,310	
836	(15.6)	(14.0)	(16.2)	(22.7)	(75.6)	(25.8)	(11.4)	(14.5)	(18.8)	(30.8)	
837	19,372	7,948	9,838	1,586	117	452	8,865	2,011	2,519	5,407	
837	(15.9)	(14.1)	(16.8)	(22.7)	(75.6)	(25.8)	(11.7)	(14.8)	(19.3)	(31.3)	
838	19,464	8,018	9,859	1,586	117	452	8,916	2,013	2,559	5,407	
838	(16.0)	(14.2)	(16.9)	(22.7)	(75.6)	(25.8)	(11.7)	(14.8)	(19.6)	(31.3)	
839	19,501	8,018	9,881	1,602	117	452	8,954	2,013	2,559	5,407	
839	(16.0)	(14.2)	(16.9)	(23.0)	(75.6)	(25.8)	(11.8)	(14.8)	(19.6)	(31.3)	
840	20,844	8,810	10,236	1,798	117	492	9,585	2,197	2,844	5,610	
840	(17.1)	(15.6)	(17.5)	(25.8)	(75.6)	(28.0)	(12.6)	(16.2)	(21.8)	(32.5)	
841	20,988	8,810	10,380	1,798	117	492	9,602	2,214	2,918	5,645	
841	(17.2)	(15.6)	(17.8)	(25.8)	(75.6)	(28.0)	(12.6)	(16.3)	(22.4)	(32.7)	
842	21,257	8,962	10,483	1,812	117	492	9,765	2,216	2,953	5,715	
842	(17.4)	(15.9)	(17.9)	(26.0)	(75.6)	(28.0)	(12.8)	(16.3)	(22.6)	(33.1)	
843	21,375	8,994	10,485	1,896	117	492	9,847	2,252	2,953	5,715	
843	(17.5)	(15.9)	(17.9)	(27.2)	(75.6)	(28.0)	(12.9)	(16.6)	(22.6)	(33.1)	
844	21,402	8,994	10,512	1,896	117	492	9,860	2,265	2,953	5,715	
844	(17.6)	(15.9)	(18.0)	(27.2)	(75.6)	(28.0)	(13.0)	(16.7)	(22.6)	(33.1)	
845	21,739	9,171	10,575	1,992	117	492	10,028	2,297	3,006	5,799	
845	(17.8)	(16.2)	(18.1)	(28.6)	(75.6)	(28.0)	(13.2)	(16.9)	(23.0)	(33.6)	
846	21,824	9,254	10,578	1,992	117	492	10,031	2,297	3,049	5,838	
846	(17.9)	(16.4)	(18.1)	(28.6)	(75.6)	(28.0)	(13.2)	(16.9)	(23.4)	(33.8)	
847	21,841	9,254	10,585	2,002	117	492	10,045	2,299	3,050	5,838	
847	(17.9)	(16.4)	(18.1)	(28.7)	(75.6)	(28.0)	(13.2)	(16.9)	(23.4)	(33.8)	
848	22,147	9,433	10,680	2,034	117	492	10,229	2,322	3,149	5,838	
848	(18.2)	(16.7)	(18.3)	(29.2)	(75.6)	(28.0)	(13.4)	(17.1)	(24.1)	(33.8)	
849	22,178	9,433	10,706	2,039	117	492	10,258	2,324	3,149	5,838	
849	(18.2)	(16.7)	(18.3)	(29.2)	(75.6)	(28.0)	(13.5)	(17.1)	(24.1)	(33.8)	
850	26,675	12,430	11,836	2,408	154	851	12,501	2,724	3,722	6,723	
850	(21.9)	(22.0)	(20.3)	(34.5)	(100.0)	(48.5)	(16.4)	(20.0)	(28.5)	(39.0)	
851	26,750	12,470	11,855	2,424		851	12,576	2,724	3,722	6,723	
851	(21.9)	(22.1)	(20.3)	(34.8)		(48.5)	(16.5)	(20.0)	(28.5)	(39.0)	
852	26,999	12,565	12,007	2,427		851	12,698	2,724	3,747	6,825	
852	(22.2)	(22.2)	(20.6)	(34.8)		(48.5)	(16.7)	(20.0)	(28.7)	(39.5)	

	27,179	12,605	12,116	2,458		851	12,827	2,724	3,788	6,835
853	853	(22.3)	(22.3)	(20.7)	(35.2)	(48.5)	(16.9)	(20.0)	(29.0)	(39.6)
	27,292	12,625	12,204	2,463		851	12,832	2,724	3,809	6,922
854	854	(22.4)	(22.3)	(20.9)	(35.3)	(48.5)	(16.9)	(20.0)	(29.2)	(40.1)
	27,540	12,739	12,293	2,508		851	12,925	2,740	3,907	6,963
855	855	(22.6)	(22.5)	(21.0)	(36.0)	(48.5)	(17.0)	(20.1)	(30.0)	(40.3)
	27,612	12,783	12,319	2,510		854	12,971	2,740	3,907	6,987
856	856	(22.7)	(22.6)	(21.1)	(36.0)	(48.6)	(17.1)	(20.1)	(30.0)	(40.5)
	27,844	12,872	12,449	2,523		856	13,084	2,783	3,908	7,059
857	857	(22.8)	(22.8)	(21.3)	(36.2)	(48.8)	(17.2)	(20.5)	(30.0)	(40.9)
	27,965	12,969	12,474	2,523		856	13,166	2,785	3,945	7,059
858	858	(22.9)	(23.0)	(21.4)	(36.2)	(48.8)	(17.3)	(20.5)	(30.2)	(40.9)
	28,075	12,969	12,584	2,523		856	13,187	2,785	3,967	7,125
859	859	(23.0)	(23.0)	(21.5)	(36.2)	(48.8)	(17.3)	(20.5)	(30.4)	(41.3)
	29,322	13,566	13,038	2,718		875	14,051	2,998	4,043	7,201
860	860	(24.1)	(24.0)	(22.3)	(39.0)	(49.8)	(18.5)	(22.0)	(31.0)	(41.7)
	29,402	13,646	13,038	2,718		875	14,076	3,053	4,043	7,201
861	861	(24.1)	(24.2)	(22.3)	(39.0)	(49.8)	(18.5)	(22.4)	(31.0)	(41.7)
	29,493	13,734	13,038	2,721		900	14,108	3,053	4,043	7,234
862	862	(24.2)	(24.3)	(22.3)	(39.0)	(51.3)	(18.5)	(22.4)	(31.0)	(41.9)
	29,586	13,774	13,075	2,737		900	14,201	3,053	4,043	7,234
863	863	(24.3)	(24.4)	(22.4)	(39.2)	(51.3)	(18.7)	(22.4)	(31.0)	(41.9)
	29,693	13,870	13,087	2,737		900	14,213	3,093	4,043	7,290
864	864	(24.4)	(24.5)	(22.4)	(39.2)	(51.3)	(18.7)	(22.7)	(31.0)	(42.2)
	29,849	14,021	13,088	2,740		900	14,319	3,122	4,043	7,311
865	865	(24.5)	(24.8)	(22.4)	(39.3)	(51.3)	(18.8)	(23.0)	(31.0)	(42.4)
	30,131	14,041	13,170	2,920		900	14,447	3,213	4,066	7,352
866	866	(24.7)	(24.9)	(22.5)	(41.9)	(51.3)	(19.0)	(23.6)	(31.2)	(42.6)
	30,603	14,070	13,613	2,920		900	14,716	3,264	4,131	7,438
867	867	(25.1)	(24.9)	(23.3)	(41.9)	(51.3)	(19.3)	(24.0)	(31.7)	(43.1)
	30,684	14,104	13,659	2,920		900	14,762	3,264	4,132	7,472
868	868	(25.2)	(25.0)	(23.4)	(41.9)	(51.3)	(19.4)	(24.0)	(31.7)	(43.3)
	30,857	14,240	13,696	2,920		900	14,935	3,264	4,132	7,472
869	869	(25.3)	(25.2)	(23.4)	(41.9)	(51.3)	(19.6)	(24.0)	(31.7)	(43.3)
	31,782	14,588	14,236	2,958		900	15,303	3,301	4,230	7,893
870	870	(26.1)	(25.8)	(24.4)	(42.4)	(51.3)	(20.1)	(24.3)	(32.4)	(45.7)
	31,891	14,671	14,262	2,958		900	15,365	3,322	4,230	7,919
871	871	(26.2)	(26.0)	(24.4)	(42.4)	(51.3)	(20.2)	(24.4)	(32.4)	(45.9)
	32,125	14,750	14,310	3,065		900	15,557	3,354	4,230	7,929
872	872	(26.4)	(26.1)	(24.5)	(43.9)	(51.3)	(20.4)	(24.7)	(32.4)	(45.9)
	33,458	15,134	15,060	3,264		929	16,334	3,490	4,365	8,186
873	879	(27.4)	(26.8)	(25.8)	(46.8)	(52.9)	(21.5)	(25.7)	(33.5)	(47.4)
	35,634	16,357	15,855	3,421		988	17,890	3,528	4,651	8,423
880	889	(29.2)	(29.0)	(27.1)	(49.1)	(56.3)	(23.5)	(25.9)	(35.7)	(48.8)
	37,033	16,864	16,687	3,483		1,017	18,744	3,610	4,778	8,728
890	899	(30.4)	(29.8)	(28.6)	(49.9)	(58.0)	(24.6)	(26.5)	(36.6)	(50.6)
	40,744	18,839	18,227	3,677		1,126	21,142	3,899	5,122	9,299
900	909	(33.4)	(33.3)	(31.2)	(52.7)	(64.2)	(27.8)	(28.7)	(39.3)	(53.9)
	41,709	19,428	18,533	3,748		1,126	21,790	3,899	5,181	9,558
910	919	(34.2)	(34.4)	(31.7)	(53.7)	(64.2)	(28.6)	(28.7)	(39.7)	(55.4)
	42,752	19,832	19,143	3,778		1,126	22,498	4,061	5,214	9,699
920	929	(35.1)	(35.1)	(32.8)	(54.2)	(64.2)	(29.6)	(29.9)	(40.0)	(56.2)
	44,207	20,530	19,854	3,823		1,126	23,340	4,407	5,348	9,831
930	939	(36.3)	(36.3)	(34.0)	(54.8)	(64.2)	(30.7)	(32.4)	(41.0)	(57.0)
	45,618	21,091	20,439	4,088		1,126	24,452	4,520	5,469	9,897
940	949	(37.4)	(37.3)	(35.0)	(58.6)	(64.2)	(32.1)	(33.2)	(41.9)	(57.3)
	48,531	22,421	21,924	4,187		1,341	26,480	4,707	5,654	10,196
950	959	(39.8)	(39.7)	(37.5)	(60.0)	(76.4)	(34.8)	(34.6)	(43.3)	(59.1)
	50,613	23,068	23,198	4,347		1,366	28,010	4,909	5,831	10,343
960	969	(41.5)	(40.8)	(39.7)	(62.3)	(77.8)	(36.8)	(36.1)	(44.7)	(59.9)
	51,699	23,641	23,648	4,410		1,425	28,811	4,969	5,856	10,483
970	979	(42.4)	(41.8)	(40.5)	(63.2)	(81.2)	(37.9)	(36.5)	(44.9)	(60.7)
	53,182	24,016	24,558	4,608		1,543	29,778	5,136	5,931	10,641
980	989	(43.6)	(42.5)	(42.0)	(66.1)	(87.9)	(39.1)	(37.8)	(45.5)	(61.7)
	54,077	24,317	25,043	4,717		1,543	30,353	5,228	6,081	10,718
990	999	(44.4)	(43.0)	(42.9)	(67.6)	(87.9)	(39.9)	(38.4)	(46.6)	(62.1)
	69,014	31,366	32,106	5,542		1,722	39,785	6,527	7,910	12,915
1000	1099	(56.6)	(55.5)	(55.0)	(79.5)	(98.1)	(52.3)	(48.0)	(60.6)	(74.8)
	79,620	35,662	38,123	5,835		1,755	46,925	7,637	9,028	14,121
1100	1199	(65.3)	(63.1)	(65.3)	(83.7)	(100.0)	(61.7)	(56.1)	(69.2)	(81.8)
	89,193	40,004	43,036	6,152			54,017	8,485	10,070	14,711
1200	1299	(73.2)	(70.8)	(73.7)	(88.2)		(71.0)	(62.4)	(77.2)	(85.2)
	95,604	42,943	46,334	6,326			58,333	9,187	10,863	15,310
1300	1399	(78.4)	(76.0)	(79.3)	(90.7)		(76.7)	(67.5)	(83.3)	(88.7)
	100,960	44,836	49,649	6,475			62,254	9,848	11,313	15,636
1400	1499	(82.8)	(79.4)	(85.0)	(92.8)		(81.8)	(72.4)	(86.7)	(90.6)
	121,893	56,497	58,421	6,975			76,078	13,602	13,043	17,260
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	174,649	177,220	173,605	162,567	26,741	77,114	186,563	205,130	160,396	120,120
時間当平均賃金額	1,195	1,227	1,185	1,033	830	897	1,220	1,332	1,152	1,048
月一人当たり労働時間	141	139	142	157	32	86	149	150	137	113
第1・20分位数	822	825	822	822	822	822	823	822	822	822
第1・10分位数	830	830	825	822	822	822	830	830	824	822
第1・4分位数	867	869	875	840	825	830	800	877	850	830
中位数	1,034	1,050	1,048	900	825	862	1,079	1,133	1,000	897
四分位偏差係数	0.2261	0.2435	0.2151	0.1042	0.0006	0.0702	0.2166	0.3103	0.2053	0.1506

【上段】 累積労働者数 【下段】 累積構成比

(注) 賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。

V 令和5年度 最低賃金基礎調査結果表（性別、年齢別）

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金階級別、性別年齢別表)
05年

産業：(全て) 就業形態：(全て)

産別適用除外を含む労働者

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	男										女					
	合計	男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
計	120,520	50,684	113	681	32,056	5,295	6,126	6,414	69,836	156	867	42,528	8,658	7,017	10,610	
円	584	124			18		38	67	460			148	23	92	197	
842	(0.5)	(0.2)			(0.1)		(0.6)	(1.0)	(0.7)			(0.3)	(0.3)	(1.3)	(1.9)	
843	(0.5)	124			18		38	67	460			148	23	92	197	
	(0.5)	(0.2)			(0.1)		(0.6)	(1.0)	(0.7)			(0.3)	(0.3)	(1.3)	(1.9)	
844	(0.5)	124			18		38	67	460			148	23	92	197	
	(0.5)	(0.2)			(0.1)		(0.6)	(1.0)	(0.7)			(0.3)	(0.3)	(1.3)	(1.9)	
845	(0.5)	124			18		38	67	460			148	23	92	197	
	(0.5)	(0.2)			(0.1)		(0.6)	(1.0)	(0.7)			(0.3)	(0.3)	(1.3)	(1.9)	
846	(0.5)	144		20	18		38	67	466			148	23	92	203	
	(0.5)	(0.3)		(3.0)	(0.6)		(0.6)	(1.0)	(0.7)			(0.3)	(0.3)	(1.3)	(1.9)	
847	(0.5)	147		20	21		38	67	466			148	23	92	203	
	(0.5)	(0.3)		(3.0)	(0.6)		(0.6)	(1.0)	(0.7)			(0.3)	(0.3)	(1.3)	(1.9)	
848	(0.5)	147		20	21		38	67	466			148	23	92	203	
	(0.5)	(0.3)		(3.0)	(0.6)		(0.6)	(1.0)	(0.7)			(0.3)	(0.3)	(1.3)	(1.9)	
849	(0.5)	147		20	21		38	67	466			148	23	92	203	
	(0.5)	(0.3)		(3.0)	(0.6)		(0.6)	(1.0)	(0.7)			(0.3)	(0.3)	(1.3)	(1.9)	
850	(0.7)	147		20	21		38	67	728			240	23	92	373	
	(0.7)	(0.3)		(3.0)	(0.6)		(0.6)	(1.0)	(1.0)			(0.6)	(0.3)	(1.3)	(3.5)	
851	(0.8)	147		20	21		38	67	790			303	23	92	373	
	(0.8)	(0.3)		(3.0)	(0.6)		(0.6)	(1.0)	(1.1)			(0.7)	(0.3)	(1.3)	(3.5)	
852	(0.9)	215		20	70		38	85	813			326	23	92	373	
	(0.9)	(0.4)		(3.0)	(0.2)		(0.6)	(1.3)	(1.2)			(0.8)	(0.3)	(1.3)	(3.5)	
853	(3.7)	1,874	55	71	1,050	89	266	343	7,432	55	54	3,055	964	834	2,469	
	(7.7)	(3.7)	(48.6)	(10.4)	(3.3)	(1.7)	(4.3)	(5.4)	(10.6)	(35.2)	(6.3)	(7.2)	(11.1)	(11.9)	(23.3)	
854	(3.9)	1,980	55	71	1,110	89	312	343	7,476	55	54	3,081	964	835	2,486	
	(7.8)	(3.9)	(48.6)	(10.4)	(3.5)	(1.7)	(5.1)	(5.4)	(10.7)	(35.2)	(6.3)	(7.2)	(11.1)	(11.9)	(23.4)	
855	(4.5)	2,279	55	71	1,310	106	312	426	9,397	55	82	4,048	1,089	985	3,139	
	(9.7)	(4.5)	(48.6)	(10.4)	(4.1)	(2.0)	(5.1)	(6.6)	(13.5)	(35.2)	(9.4)	(9.5)	(12.6)	(14.0)	(29.6)	
856	(4.7)	2,384	55	71	1,380	141	312	426	9,799	55	82	4,307	1,090	1,054	3,211	
	(10.1)	(4.7)	(48.6)	(10.4)	(4.3)	(2.7)	(5.1)	(6.6)	(14.0)	(35.2)	(9.4)	(10.1)	(12.6)	(15.0)	(30.3)	
857	(4.9)	2,488	55	71	1,484	141	312	426	9,883	55	83	4,366	1,090	1,078	3,211	
	(10.3)	(4.9)	(48.6)	(10.4)	(4.6)	(2.7)	(5.1)	(6.6)	(14.2)	(35.2)	(9.5)	(10.3)	(12.6)	(15.4)	(30.3)	
858	(5.1)	2,581	55	71	1,519	158	312	467	9,904	55	83	4,369	1,090	1,079	3,229	
	(10.4)	(5.1)	(48.6)	(10.4)	(4.7)	(3.0)	(5.1)	(7.3)	(14.2)	(35.2)	(9.5)	(10.3)	(12.6)	(15.4)	(30.4)	
859	(5.2)	2,610	55	72	1,546	158	312	467	9,981	55	83	4,420	1,090	1,079	3,254	
	(10.4)	(5.2)	(48.6)	(10.6)	(4.8)	(3.0)	(5.1)	(7.3)	(14.3)	(35.2)	(9.5)	(10.4)	(12.6)	(15.4)	(30.7)	
860	(6.9)	3,502	78	100	2,130	186	363	645	13,420	55	178	6,238	1,583	1,447	3,920	
	(14.0)	(6.9)	(69.0)	(14.6)	(6.6)	(3.5)	(5.9)	(10.1)	(19.2)	(35.2)	(20.5)	(14.7)	(18.3)	(20.6)	(36.9)	
861	(6.9)	3,503	78	100	2,131	186	363	645	13,544	55	178	6,320	1,583	1,489	3,920	
	(14.1)	(6.9)	(69.0)	(14.6)	(6.6)	(3.5)	(5.9)	(10.1)	(19.4)	(35.2)	(20.5)	(14.9)	(18.3)	(21.2)	(36.9)	
862	(7.0)	3,559	78	100	2,185	189	363	645	13,902	55	178	6,537	1,724	1,489	3,920	
	(14.5)	(7.0)	(69.0)	(14.6)	(6.8)	(3.6)	(5.9)	(10.1)	(19.9)	(35.2)	(20.5)	(15.4)	(19.9)	(21.2)	(36.9)	
863	(7.1)	3,586	78	127	2,185	189	363	645	13,974	55	178	6,586	1,744	1,489	3,922	
	(14.6)	(7.1)	(69.0)	(18.6)	(6.8)	(3.6)	(5.9)	(10.1)	(20.0)	(35.2)	(20.5)	(15.5)	(20.1)	(21.2)	(37.0)	
864	(7.1)	3,609	78	127	2,208	189	363	645	14,076	55	178	6,623	1,809	1,489	3,922	
	(14.7)	(7.1)	(69.0)	(18.6)	(6.9)	(3.6)	(5.9)	(10.1)	(20.2)	(35.2)	(20.5)	(15.6)	(20.9)	(21.2)	(37.0)	
865	(7.3)	3,695	78	127	2,294	189	363	645	14,451	55	178	6,666	1,954	1,637	3,961	
	(15.1)	(7.3)	(69.0)	(18.6)	(7.2)	(3.6)	(5.9)	(10.1)	(20.7)	(35.2)	(20.5)	(15.7)	(22.6)	(23.3)	(37.3)	
866	(7.3)	3,703	78	129	2,300	189	363	645	14,645	55	178	6,721	2,036	1,694	3,961	
	(15.2)	(7.3)	(69.0)	(19.0)	(7.2)	(3.6)	(5.9)	(10.1)	(21.0)	(35.2)	(20.5)	(15.8)	(23.5)	(24.1)	(37.3)	

867	-	867	18,386	3,703	78	129	2,300	189	363	645	14,683	55	178	6,752	2,036	1,701	3,961
			(15.3)	(7.3)	(69.0)	(19.0)	(7.2)	(3.6)	(5.9)	(10.1)	(21.0)	(35.2)	(20.5)	(15.9)	(23.5)	(24.2)	(37.3)
868	-	868	18,610	3,710	78	129	2,307	189	363	645	14,900	55	178	6,949	2,057	1,701	3,961
			(15.4)	(7.3)	(69.0)	(19.0)	(7.2)	(3.6)	(5.9)	(10.1)	(21.3)	(35.2)	(20.5)	(16.3)	(23.8)	(24.2)	(37.3)
869	-	869	18,859	3,830	78	152	2,307	189	386	718	15,029	55	178	7,012	2,092	1,732	3,961
			(15.6)	(7.6)	(69.0)	(22.3)	(7.2)	(3.6)	(6.3)	(11.2)	(21.5)	(35.2)	(20.5)	(16.5)	(24.2)	(24.7)	(37.3)
870	-	870	19,976	4,096	78	152	2,386	207	386	887	15,880	71	178	7,504	2,308	1,793	4,026
			(16.6)	(8.1)	(69.0)	(22.3)	(7.4)	(3.9)	(6.3)	(13.8)	(17.6)	(45.8)	(20.5)	(17.6)	(26.7)	(25.6)	(37.9)
871	-	871	20,080	4,109	78	152	2,398	207	386	887	15,971	71	178	7,595	2,308	1,793	4,026
			(16.7)	(8.1)	(69.0)	(22.3)	(7.5)	(3.9)	(6.3)	(13.8)	(22.9)	(45.8)	(20.5)	(17.9)	(26.7)	(25.6)	(37.9)
872		872	20,108	4,109	78	152	2,398	207	386	887	16,000	71	178	7,595	2,308	1,793	4,055
			(16.7)	(8.1)	(69.0)	(22.3)	(7.5)	(3.9)	(6.6)	(13.8)	(22.9)	(45.8)	(20.5)	(17.9)	(26.7)	(25.6)	(38.2)
873		873	20,251	4,154	78	179	2,417	207	386	887	16,097	71	178	7,654	2,324	1,800	4,071
			(16.8)	(8.2)	(69.0)	(26.3)	(7.5)	(3.9)	(6.3)	(13.8)	(23.1)	(45.8)	(20.5)	(18.0)	(26.8)	(25.7)	(38.4)
874		874	20,332	4,154	78	179	2,417	207	386	887	16,178	71	178	7,655	2,324	1,800	4,150
			(16.9)	(8.2)	(69.0)	(26.3)	(7.5)	(3.9)	(6.3)	(13.8)	(23.2)	(45.8)	(20.5)	(18.0)	(26.8)	(25.7)	(39.1)
875		875	20,619	4,225	78	179	2,450	207	405	906	16,394	71	178	7,763	2,353	1,852	4,177
			(17.1)	(8.3)	(69.0)	(26.3)	(7.6)	(3.9)	(6.6)	(14.1)	(23.5)	(45.8)	(20.5)	(18.3)	(27.2)	(26.4)	(39.4)
876		876	20,688	4,272	78	179	2,450	207	452	906	16,416	71	178	7,763	2,353	1,852	4,199
			(17.2)	(8.4)	(69.0)	(26.3)	(7.6)	(3.9)	(7.4)	(14.1)	(23.5)	(45.8)	(20.5)	(18.3)	(27.2)	(26.4)	(39.6)
877		877	20,765	4,292	78	179	2,450	227	452	906	16,474	71	178	7,770	2,353	1,852	4,250
			(17.2)	(8.5)	(69.0)	(26.3)	(7.6)	(4.3)	(7.4)	(14.1)	(23.6)	(45.8)	(20.5)	(18.3)	(27.2)	(26.4)	(40.1)
878		878	21,036	4,323	78	179	2,458	227	452	929	16,713	71	178	7,962	2,380	1,872	4,250
			(17.5)	(8.5)	(69.0)	(26.3)	(7.7)	(4.3)	(7.4)	(14.5)	(23.9)	(45.8)	(20.5)	(18.7)	(27.5)	(26.7)	(40.1)
879		879	21,164	4,351	78	179	2,486	227	452	929	16,813	71	178	7,962	2,401	1,872	4,330
			(17.6)	(8.6)	(69.0)	(26.3)	(7.8)	(4.3)	(7.4)	(14.5)	(24.1)	(45.8)	(20.5)	(18.7)	(27.7)	(26.7)	(40.8)
880		880	23,272	4,559	113	179	2,540	227	487	1,013	18,713	71	285	8,863	2,670	2,093	4,731
			(19.3)	(9.0)	(100.0)	(26.3)	(7.9)	(4.3)	(8.0)	(15.8)	(26.8)	(45.8)	(32.8)	(20.8)	(30.8)	(29.8)	(44.6)
881		881	23,423	4,583		186	2,557	227	487	1,013	18,840	71	298	8,939	2,690	2,093	4,748
			(19.4)	(9.0)		(27.4)	(8.0)	(4.3)	(8.2)	(15.8)	(27.0)	(45.8)	(34.4)	(21.0)	(31.1)	(29.8)	(44.8)
882		882	23,475	4,587		186	2,557	227	487	1,016	18,888	71	298	8,951	2,711	2,105	4,751
			(19.5)	(9.0)		(27.4)	(8.0)	(4.3)	(8.2)	(15.8)	(27.0)	(45.8)	(34.4)	(21.0)	(30.0)	(30.0)	(44.8)
883		883	23,679	4,680		186	2,596	227	505	1,023	19,028	71	298	8,954	2,711	2,128	4,866
			(19.6)	(9.2)		(27.4)	(8.1)	(4.3)	(8.2)	(16.0)	(27.2)	(45.8)	(34.4)	(21.1)	(31.3)	(30.3)	(45.9)
884		884	23,739	4,663		186	2,609	227	505	1,023	19,076	71	298	8,985	2,711	2,128	4,881
			(19.7)	(9.2)		(27.4)	(8.1)	(4.3)	(8.2)	(16.0)	(27.3)	(45.8)	(34.4)	(21.1)	(31.3)	(30.3)	(46.0)
885		885	24,012	4,676		186	2,621	227	505	1,023	19,336	71	305	9,200	2,737	2,131	4,891
			(19.9)	(9.2)		(27.4)	(8.2)	(4.3)	(8.2)	(16.0)	(27.7)	(45.8)	(35.2)	(21.6)	(31.6)	(30.4)	(46.1)
886		886	24,229	4,727		186	2,672	227	505	1,023	19,502	71	305	9,247	2,742	2,181	4,955
			(20.1)	(9.3)		(27.4)	(8.3)	(4.3)	(8.2)	(16.0)	(27.9)	(45.8)	(35.2)	(21.7)	(31.7)	(31.1)	(46.7)
887		887	24,361	4,727		186	2,672	227	505	1,023	19,634	71	305	9,335	2,771	2,196	4,955
			(20.2)	(9.3)		(27.4)	(8.3)	(4.3)	(8.2)	(16.0)	(28.1)	(45.8)	(35.2)	(21.9)	(32.0)	(31.3)	(46.7)
888		888	24,613	4,743		193	2,672	227	505	1,033	19,869	71	305	9,397	2,813	2,286	4,996
			(20.4)	(9.4)		(28.4)	(8.3)	(4.3)	(8.2)	(16.1)	(28.5)	(45.8)	(35.2)	(22.1)	(32.5)	(32.6)	(47.1)
889		889	24,693	4,743		193	2,672	227	505	1,033	19,949	71	305	9,433	2,813	2,301	5,027
			(20.5)	(9.4)		(28.4)	(8.3)	(4.3)	(8.2)	(16.1)	(28.6)	(45.8)	(35.2)	(22.2)	(32.5)	(32.8)	(47.4)
890		890	25,631	5,055		276	2,767	227	628	1,044	20,576	113	305	9,666	2,900	2,352	5,240
			(21.3)	(10.0)		(40.6)	(8.6)	(4.3)	(10.3)	(16.3)	(29.5)	(72.6)	(35.2)	(22.7)	(33.5)	(35.2)	(49.4)
891		891	25,739	5,082		276	2,767	227	655	1,044	20,657	113	305	9,666	2,900	2,432	5,240
			(21.4)	(10.0)		(40.6)	(8.6)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(29.6)	(72.6)	(35.2)	(22.7)	(33.5)	(34.7)	(49.4)
892		892	26,020	5,239		318	2,882	227	655	1,044	20,782	113	305	9,743	2,941	2,439	5,240
			(21.6)	(10.3)		(46.7)	(9.0)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(29.8)	(72.6)	(35.2)	(22.9)	(34.0)	(34.8)	(49.4)
893		893	26,100	5,266		318	2,909	227	655	1,044	20,834	113	305	9,745	2,941	2,466	5,263
			(21.7)	(10.4)		(46.7)	(9.1)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(29.8)	(72.6)	(35.2)	(22.9)	(34.0)	(35.1)	(49.6)
894		894	26,206	5,266		318	2,909	227	655	1,044	20,940	113	305	9,772	2,941	2,545	5,263
			(21.7)	(10.4)		(46.7)	(9.1)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(30.0)	(72.6)	(35.2)	(23.0)	(34.0)	(36.3)	(49.6)

895	895	26,279	5,292	318	2,935	227	655	1,044	20,987	113	305	9,819	2,941	2,545	5,263
		(21.8)	(10.4)	(46.7)	(9.2)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(30.1)	(72.6)	(35.2)	(23.1)	(34.0)	(36.3)	(49.6)
896	896	26,418	5,338	318	2,981	227	655	1,044	21,080	113	305	9,901	2,941	2,545	5,275
		(21.9)	(10.5)	(46.7)	(9.3)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(30.2)	(72.6)	(35.2)	(23.3)	(34.0)	(36.3)	(49.7)
897	897	26,757	5,357	318	2,999	227	655	1,045	21,400	113	305	10,152	3,000	2,555	5,275
		(22.2)	(10.6)	(46.7)	(9.4)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(30.6)	(72.6)	(35.2)	(23.9)	(34.7)	(36.4)	(49.7)
898	898	26,872	5,357	318	2,999	227	655	1,045	21,516	113	305	10,226	3,000	2,556	5,316
		(22.3)	(10.6)	(46.7)	(9.4)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(30.8)	(72.6)	(35.2)	(24.0)	(34.7)	(36.4)	(50.1)
899	899	26,902	5,367	318	2,999	227	655	1,045	21,545	113	305	10,255	3,000	2,556	5,316
		(22.3)	(10.6)	(46.7)	(9.4)	(4.3)	(10.7)	(16.3)	(30.9)	(72.6)	(35.2)	(24.1)	(34.7)	(36.4)	(50.1)
900	900	31,275	6,320	442	3,501	289	790	1,205	24,955	130	659	12,203	3,207	2,837	5,921
		(26.0)	(12.5)	(64.9)	(10.9)	(5.1)	(12.9)	(18.8)	(35.7)	(83.3)	(75.9)	(28.7)	(37.0)	(40.4)	(55.8)
901	901	31,368	6,340	442	3,501	289	790	1,205	25,027	130	659	12,275	3,207	2,837	5,921
		(26.0)	(12.5)	(64.9)	(10.9)	(5.5)	(12.9)	(18.8)	(35.8)	(83.3)	(75.9)	(28.9)	(37.0)	(40.4)	(55.8)
902	902	31,368	6,340	442	3,501	289	790	1,205	25,027	130	659	12,275	3,207	2,837	5,921
		(26.0)	(12.5)	(64.9)	(10.9)	(5.5)	(12.9)	(18.8)	(35.8)	(83.3)	(75.9)	(28.9)	(37.0)	(40.4)	(55.8)
903	903	32,869	6,815	476	3,740	355	896	1,236	26,053	130	659	12,570	3,376	3,021	6,298
		(27.3)	(13.4)	(70.0)	(11.7)	(6.7)	(14.6)	(19.3)	(37.3)	(83.3)	(75.9)	(29.6)	(39.0)	(43.1)	(59.4)
904	909	35,386	7,250	536	4,014	380	896	1,311	28,137	130	659	13,838	3,750	3,317	6,443
		(29.4)	(14.3)	(78.8)	(12.5)	(7.2)	(14.6)	(20.4)	(40.3)	(83.3)	(75.9)	(32.5)	(43.3)	(47.3)	(60.7)
910	919	37,789	7,951	594	4,457	380	1,001	1,407	29,837	130	659	15,148	3,806	3,510	6,586
		(31.4)	(15.7)	(87.3)	(13.9)	(7.2)	(16.3)	(21.9)	(42.7)	(83.3)	(75.9)	(35.6)	(44.0)	(50.0)	(62.1)
920	929	39,859	8,448	594	4,601	461	1,097	1,583	31,411	130	686	16,084	4,083	3,720	6,708
		(33.1)	(16.7)	(87.3)	(14.4)	(8.7)	(17.9)	(24.7)	(45.0)	(83.3)	(79.1)	(37.8)	(47.2)	(53.0)	(63.2)
930	939	41,217	8,763	625	4,680	513	1,170	1,652	32,464	130	686	16,805	4,222	3,825	6,797
		(34.2)	(17.3)	(91.8)	(14.6)	(9.7)	(19.1)	(25.8)	(46.5)	(83.3)	(79.1)	(39.5)	(48.8)	(54.5)	(64.1)
940	949	43,443	9,452	625	5,238	546	1,228	1,702	33,991	130	686	17,663	4,416	3,976	7,120
		(36.0)	(18.6)	(91.8)	(16.3)	(10.3)	(20.1)	(26.5)	(48.7)	(83.3)	(79.1)	(41.5)	(51.0)	(56.7)	(67.1)
950	959	45,005	9,978	634	5,670	546	1,238	1,778	35,027	130	751	18,512	4,433	4,015	7,186
		(37.3)	(19.7)	(93.1)	(17.7)	(10.3)	(20.2)	(27.7)	(47.3)	(83.3)	(86.6)	(43.5)	(52.2)	(57.2)	(67.7)
960	969	46,653	10,468	654	5,975	618	1,293	1,815	36,185	130	773	19,268	4,557	4,094	7,364
		(38.7)	(20.7)	(96.0)	(18.6)	(11.7)	(21.1)	(28.3)	(51.8)	(83.3)	(89.1)	(45.3)	(52.6)	(59.4)	(69.4)
970	979	48,844	11,109	654	6,392	618	1,345	1,987	37,735	130	794	20,329	4,722	4,178	7,583
		(40.5)	(21.9)	(96.0)	(19.9)	(11.7)	(22.0)	(31.0)	(54.0)	(83.3)	(91.5)	(47.8)	(54.5)	(59.5)	(71.5)
980	989	49,957	11,303	654	6,563	626	1,361	1,987	38,654	130	794	20,970	4,750	4,322	7,689
		(41.5)	(22.3)	(96.0)	(20.5)	(11.8)	(22.2)	(31.0)	(55.3)	(83.3)	(91.5)	(49.3)	(54.9)	(61.6)	(72.5)
990	999	64,445	17,093	681	9,870	1,065	2,107	3,258	47,352	156	867	26,706	5,783	5,288	8,552
		(53.5)	(33.7)	(100.0)	(30.8)	(20.1)	(34.4)	(50.8)	(67.8)	(100.0)	(100.0)	(62.8)	(66.8)	(75.4)	(80.6)
1,000	1,099	76,693	22,963		13,654	1,497	3,145	3,873	53,731			31,015	6,555	5,791	9,346
		(63.6)	(45.3)		(42.6)	(28.3)	(51.3)	(60.4)	(76.9)			(72.9)	(75.7)	(82.5)	(88.1)
1,100	1,199	86,342	27,575		16,984	2,010	3,583	4,204	58,767			34,830	7,112	6,132	9,669
		(71.6)	(64.4)		(53.0)	(38.0)	(58.5)	(65.5)	(84.1)			(81.9)	(82.1)	(87.4)	(91.1)
1,200	1,299	94,007	31,544		19,619	2,369	4,083	4,679	62,464			37,526	7,500	6,489	9,926
		(78.0)	(62.2)		(61.2)	(44.7)	(66.7)	(73.0)	(89.4)			(88.2)	(86.6)	(92.5)	(93.6)
1,300	1,399	99,470	34,884		21,899	2,808	4,452	4,931	64,586			39,313	7,734	6,540	9,976
		(82.5)	(68.8)		(68.3)	(53.0)	(72.7)	(76.9)	(92.5)			(92.4)	(89.3)	(94.0)	(94.0)
1,400	1,499	120,520	50,684		32,056	5,295	6,126	6,414	69,836			42,528	8,658	7,017	10,610
		(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
1,500		180,908	222,245	96,210	229,208	264,433	221,972	169,331	150,908	59,126	67,631	163,388	158,234	145,305	106,766
月平均賃金額		1,212	1,395	863	1,389	1,598	1,376	1,137	1,080	894	906	1,101	1,103	1,032	1,024
時間当平均労働時間		146	159	51	164	164	163	133	137	64	74	146	146	139	106
月一人当たり労働時間		853	858	853	860	900	854	853	853	853	853	853	853	853	853
第1・2 0 分位数		853	891	853	900	957	890	850	853	853	860	856	853	853	853
第1・1 0 分位数		900	856	853	900	957	890	853	853	853	880	853	870	870	855
第1・4 分位数		1,036	1,173	873	1,036	1,173	1,002	944	880	853	880	900	870	880	855
中位数		1,250	1,250	860	1,250	1,465	1,187	1,081	967	890	900	1,000	955	928	898
四分位偏差係数		0.2118	0.2389	0.0158	0.2242	0.2561	0.2298	0.2207	0.1524	0.0265	0.0117	0.1608	0.1664	0.1213	0.0812

【上段】 果構係数

【下段】 果構係数

VI 全労働者に占めるパート労働者の比率

	地域別産業適用産業(総計)									
	製造業	卸売・小売業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉	サービス業	情報通信業	産業	情報通信業	産業	地域別産業適用産業(総計)
パート労働者	2,925 人	11,729 人	7,276 人	5,150 人	4,351 人	35 人	31,466 人			
5年度 全労働者	23,603 人	39,914 人	12,759 人	23,381 人	20,779 人	84 人	120,520 人			
パート労働者の比率	12.3 %	29.3 %	57 %	22 %	20.9 %	41.6 %	26.1 %			

(注)労働者数は、復元後の数である。

労働者の男女比

	地域別産業適用産業(総計)									
	製造業	卸売・小売業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉	サービス業	情報通信業	産業	情報通信業	産業	地域別産業適用産業(総計)
男性労働者	11,996 人	20,677 人	3,287 人	4,210 人	10,483 人	32 人	50,685 人			
5年度 女性労働者	11,607 人	19,237 人	9,472 人	19,171 人	10,296 人	52 人	69,835 人			
男女比	51:49	52:48	26:74	18:82	50:50	38:62	42:58			

(注)労働者数は、復元後の数である。

Ⅶ 統計用語の解説

1 中位数

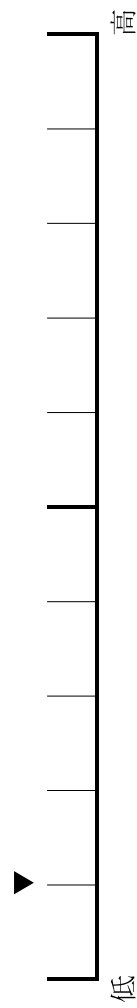
「中位数」とは、変量を大きさの順に並べた場合、その中央で全変量の個数を2等分する位置にある変量である。したがって、中位数より大きい変量の個数は50%、中位数より小さい変量の個数も50%ということになる。「中位数」は、分布が下位又は上位に偏っているような場合によく用いられる。

2 特性値

「特性値」とは、変量の大きさの小さい順に並べてとった、分位数及び分散係数のことである。分位数を図示すれば、次のとおりである。

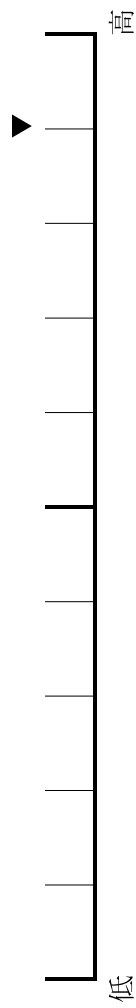
① 第1・十分位数……………10等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・十分位数



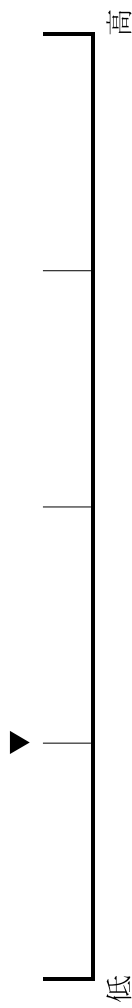
② 第9・十分位数……………10等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第9・十分位数



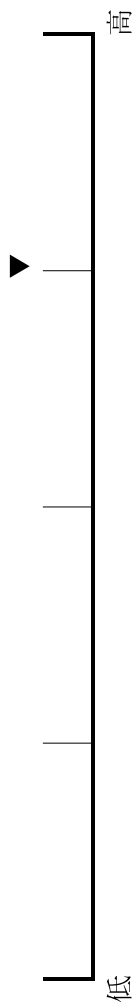
③ 第1・四分位数……………4等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・四分位数



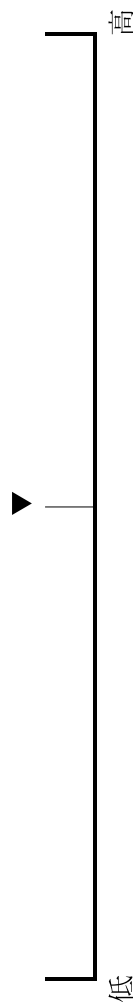
④ 第3・四分位数……………4等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第3・四分位数



⑤ 中位数……………2等分し、真ん中の節のものの賃金。

中位数



3 分散係数

「分散係数」とは、下記の数式により計算された数をいい、数の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

令和5年度 秋田地方最低賃金審議会日程 (案)

日時	審議会名	場所	主な議題
8月1日(月) 午後1時30分～	秋田地方最低賃金審議会 第2回	秋田合同庁舎 第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> 目安伝達 賃金実態調査結果 部会長及び部会長代理の選出 参考人意見聴取 基本的考え方、金額審議
午後3時00分頃～ (本審終了後)	秋田県最低賃金専門部会 第1回		
8月4日(金) 午後1時30分～	秋田県最低賃金専門部会 第2回	秋田合同庁舎 第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議
8月7日(月) 午後1時30分～	秋田県最低賃金専門部会 第3回	秋田合同庁舎 第2会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議
午後3時00分頃～ (専門部会終了後)	秋田地方最低賃金審議会 第3回	第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会報告及び改正決定の必要性の諮問 特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
予備日8月8日(火) 午後1時30分～	秋田県最低賃金専門部会 第4回	秋田合同庁舎 第2会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> *8月7日答申がなかった場合 金額審議
午後3時00分～	秋田地方最低賃金審議会 第4回	第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> *8月8日答申があった場合 専門部会報告及び改正決定の答申
8月23日(水) 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第2会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> 特定最低賃金改正の必要性の有無について(8月7日答申がなくても開催)
午前10時30分頃～ (特別小委員会終了後)	秋田地方最低賃金審議会 第4回	第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> 異議審(8月7日答申がなかった場合、予備日8月24日へ変更)

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）

1	秋田県労働組合総連合（議長 越後屋 建一）	1
2	秋田県春闘共闘懇談会（代表委員 伊藤 信行）	5
3	秋田県地域一般労働組合（執行委員長 小笠原 猛）	9
4	日本自治体労働組合連合秋田県本部（副中央執行委員長 細田 仁）	13
5	秋田県公務公共一般労働組合（副執行委員長 細田 仁）	17
6	秋田県医療労働組合連合会（執行委員長代行 伊藤 信行）	21
7	中通病院労働組合（執行委員長 高村 美幸）	24
8	秋田県高等学校教職員組合（執行委員長 大塚 久司）	27
9	全日本年金者組合秋田県本部（執行委員長 大坂谷 邦雄）	28
10	全日本建設交運一般労働組合秋田県本部（執行委員長 高橋 正彦）	29



2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県労働組合総連
議長 越後屋建一
〒010-0001 秋田市 [REDACTED] -21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県労働組合総連合（略称：秋田県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で31円引き上がり、853円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

また、2023年7月14日から続いた豪雨によって、市民生活に甚大な被害が発生しました。最低賃金及びその近傍で働いている方々は、元々生活が苦しいことに加え、コロナ禍と異常な物価高騰で大変な苦勞を強いられてきました。この度の災害によって追い打ちをかけられている状態です。秋田県は最低賃金の目安ランクが一番低いCランクですが、そのことにとらわれず、こうした非常時を乗り越えていけるような大幅賃上げが必要だと考えます。さらに、コロナ禍で痛めつけられた飲食店など小規模・個人事業者も追い打ちをかけられている状況です。最低賃金の引き上げとセットで、国による経営支援を万全に取ることが強く求められていることを強調したいと考えます。今日の状況をとらえた積極的な改定となるよう、よろしく願い申し上げます。

2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、暮らし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げ

を実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2023年の春闘は大企業を中心に4%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は14か月連続減少となっており、物価高に賃上げが追いついていない状況にあります。しかもこの先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり853円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば148,251円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。時間額853円では遠く及ばない、政府が目標とした1000円でも追いつかないのが現実です。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,072円です。秋田は853円ですので、格差は時間額219円に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は、最賃の目安ランクを本年再編しABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は最低位のままで

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

5. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われなかったことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税収も180億円（国税112億、地方税68億）、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発が1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。秋田県知事もこの点を重視し、今年5月政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望書」において、最賃の引き上げ・格差の解消、中小企業への支援の強化を訴えています。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果84%（21議会）の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望（令和5年5月）」を提出されていますが、その中で、「雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行う」ことを要望されています。

秋田弁護士会は本年6月、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が121人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2023年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上



2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県春闘共闘懇談会
代表委員 伊藤 信行
〒010-0001 秋田市 - 21 暮らしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県春闘共闘懇談会（略称：秋田県春闘懇）としての意見を申し上げます。昨年、秋田県の最低賃金は時間額で31円引き上がり、853円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

また、2023年7月14日から続いた豪雨によって、市民生活に甚大な被害が発生しました。最低賃金及びその近傍で働いている方々は、元々生活が苦しいことに加え、コロナ禍と異常な物価高騰で大変な苦勞を強いられてきました。この度の災害によって追い打ちをかけられている状態です。秋田県は最低賃金の目安ランクが一番低いCランクですが、そのことにとらわれず、こうした非常時を乗り越えていけるような大幅賃上げが必要だと考えます。さらに、コロナ禍で痛めつけられた飲食店など小規模・個人事業者も追い打ちをかけられている状況です。最低賃金の引き上げとセットで、国による経営支援を万全に取ることが強く求められていることを強調したいと考えます。今日状況をとらえた積極的な改定となるよう、よろしく願い申し上げます。

2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、暮らし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げ

を実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2023年の春闘は大企業を中心に4%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は14か月連続減少となっており、物価高に賃上げが追いついていない状況にあります。しかもこの先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり853円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば148,251円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。時間額853円では遠く及ばない、政府が目標とした1000円でも追いつかないのが現実です。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,072円です。秋田は853円ですので、格差は時間額219円に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は、最賃の目安ランクを本年再編しABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は最低位のままで

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

5. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税収も180億円（国税112億、地方税68億）、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発が1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。秋田県知事もこの点を重視し、今年5月政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望書」において、最賃の引き上げ・格差の解消、中小企業への支援の強化を訴えています。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果84%（21議会）の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望（令和5年5月）」を提出されていますが、その中で、「雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行う」ことを要望されています。

秋田弁護士会は本年6月、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める会長声明」を発表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が121人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2023年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上



2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県地域一般労働組
執行委員長 小笠原
〒010-0001 秋田市中 1 ぐらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県地域一般労働組合としての意見を申し上げます。

秋田県地域一般労働組合は秋田県労働組合総連合に加盟する個人加入の労働組合であり、その構成員は、正規雇用労働者よりもパート・アルバイト、臨時・非常勤などの非正規雇用労働者の割合が大きく、賃金は最低賃金の影響を大きく受けています。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で31円引き上がり、853円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

また、2023年7月14日から続いた豪雨によって、市民生活に甚大な被害が発生しました。最低賃金及びその近傍で働いている方々は、元々生活が苦しいことに加え、コロナ禍と異常な物価高騰で大変な苦勞を強いられてきました。この度の災害によって追い打ちをかけられている状態です。秋田県は最低賃金の目安ランクが一番低いCランクですが、そのことにとらわれず、こうした非常時を乗り越えていけるような大幅賃上げが必要だと考えます。さらに、コロナ禍で痛めつけられた飲食店など小規模・個人事業者も追い打ちをかけられている状況です。最低賃金の引き上げとセットで、国による経営支援を万全に取ることが強く求められていることを強調したいと考えます。今日の状況をとらえた積極的な改定となるよう、よろしく願い申し上げます。

2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、ぐらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。

ます。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2023年の春闘は大企業を中心に4%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は14か月連続減少となっており、物価高に賃上げが追いついていない状況にあります。しかもこの先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり853円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば148,251円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。時間額853円では遠く及ばない、政府が目標とした1000円でも追いつかないのが現実です。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,072円です。秋田は853円ですので、格差は時間額219円に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は、最賃の目安ランクを本年再編しABCの3ランクに再編しました。格

差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は最低位のままで

す。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

5. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われなかったことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税金も180億円（国税112億、地方税68億）、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発が1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを

実施し、賃金引き上げの環境を整えることです。秋田県知事もこの点を重視し、今年5月政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望書」において、最賃の引き上げ・格差の解消、中小企業への支援の強化を訴えています。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果84%（21議会）の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望（令和5年5月）」を提出されていますが、その中で、「雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行う」ことを要望されています。

秋田弁護士会は本年6月、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める会長声明」を発表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が121人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2023年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上



2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

日本自治体労働組合連合秋田県本部
副中央執行委員長 細田 仁
〒013-0022 横手市四日町 4-30
電話 0182-33-3895 FAX 0182-33-6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、日本自治体労働組合連合秋田県本部（略称：自治労連秋田県本部）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で31円引き上がり、853円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、暮らし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2023年の春闘は大企業を中心に4%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は14か月連続減少となっており、物価高に賃上げが追い付いていない状況にあります。しかもこの先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は

行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらありません。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり 853 円です。ひと月 173.8 時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 148,251 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 12 万円程にしかありません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。時間額 853 円では遠く及ばない、政府が目標とした 1000 円でも追いつかないのが現実です。自治体職場においても、最賃水準で働いている会計年度任用職員も多いのが現状です。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,072 円です。秋田は 853 円ですので、格差は時間額 219 円に広がっています。東京で働く労働者よりも 2 割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は、最賃の目安ランクを本年再編し ABC の 3 ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は最低位のままで

す。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022 年 10 月に近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25 歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9% 上昇していることがわかりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間（年 1800 時間）だと 1,691

円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

5. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われなかったことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税収も180億円（国税112億、地方税68億）、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発が1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。秋田県知事もこの点を重視し、今年5月政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望書」において、最賃の引き上げ・格差の解消、中小企業への支援の強化を訴えています。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果84%（21議会）の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望（令和5年5月）」を提出され

ていますが、その中で、「雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行う」ことを要望されています。

秋田弁護士会は本年6月、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を公表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が121人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2023年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上



2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県公務公共一般労働組合
副執行委員長 細田 仁
〒013-0022 横手市四日町 4-30
電話 0182-33-6906 FAX 0182-33-6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県公務公共一般労働組合（略称：公務公共一般労組）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で31円引き上がり、853円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、暮らし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2023年の春闘は大企業を中心に4%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は14か月連続減少となっており、物価高に賃上げが追い付いていない状況にあります。しかもこの先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は

行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらありません。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり 853 円です。ひと月 173.8 時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 148,251 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 12 万円程にしかありません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。時間額 853 円では遠く及ばない、政府が目標とした 1000 円でも追いつかないのが現実です。自治体職場においても、最賃水準で働いている会計年度任用職員も多いのが現状です。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,072 円です。秋田は 853 円ですので、格差は時間額 219 円に広がっています。東京で働く労働者よりも 2 割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は、最賃の目安ランクを本年再編し ABC の 3 ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は最低位のままで

す。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022 年 10 月に近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25 歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9% 上昇していることがわかりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間（年 1800 時間）だと 1,691

円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

5. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税収も180億円（国税112億、地方税68億）、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発が1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。秋田県知事もこの点を重視し、今年5月政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望書」において、最賃の引き上げ・格差の解消、中小企業への支援の強化を訴えています。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果84%（21議会）の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望（令和5年5月）」を提出され

ていますが、その中で、「雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行う」ことを要望されています。

秋田弁護士会は本年6月、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が121人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2023年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上



2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県医療労働組合連合会

執行委員長代行 伊藤

〒010-0001 秋田市中通6丁目1番50

TEL:018-835-6353 FAX:018-835

秋田地方最低賃金改正の審議に当たっての意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県医療労働組合連合会（略称：秋田県医労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で31円引き上がり、853円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

さて、医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は107,200円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均的に比べて月額で75,508円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

コロナ禍をはじめ、仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまもなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。この間、不十分ながらも政府のケア労働者の賃上げ補助事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。

コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限状態で、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態となっています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足の改善や、国民の要求に応える医療・看護・介

護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

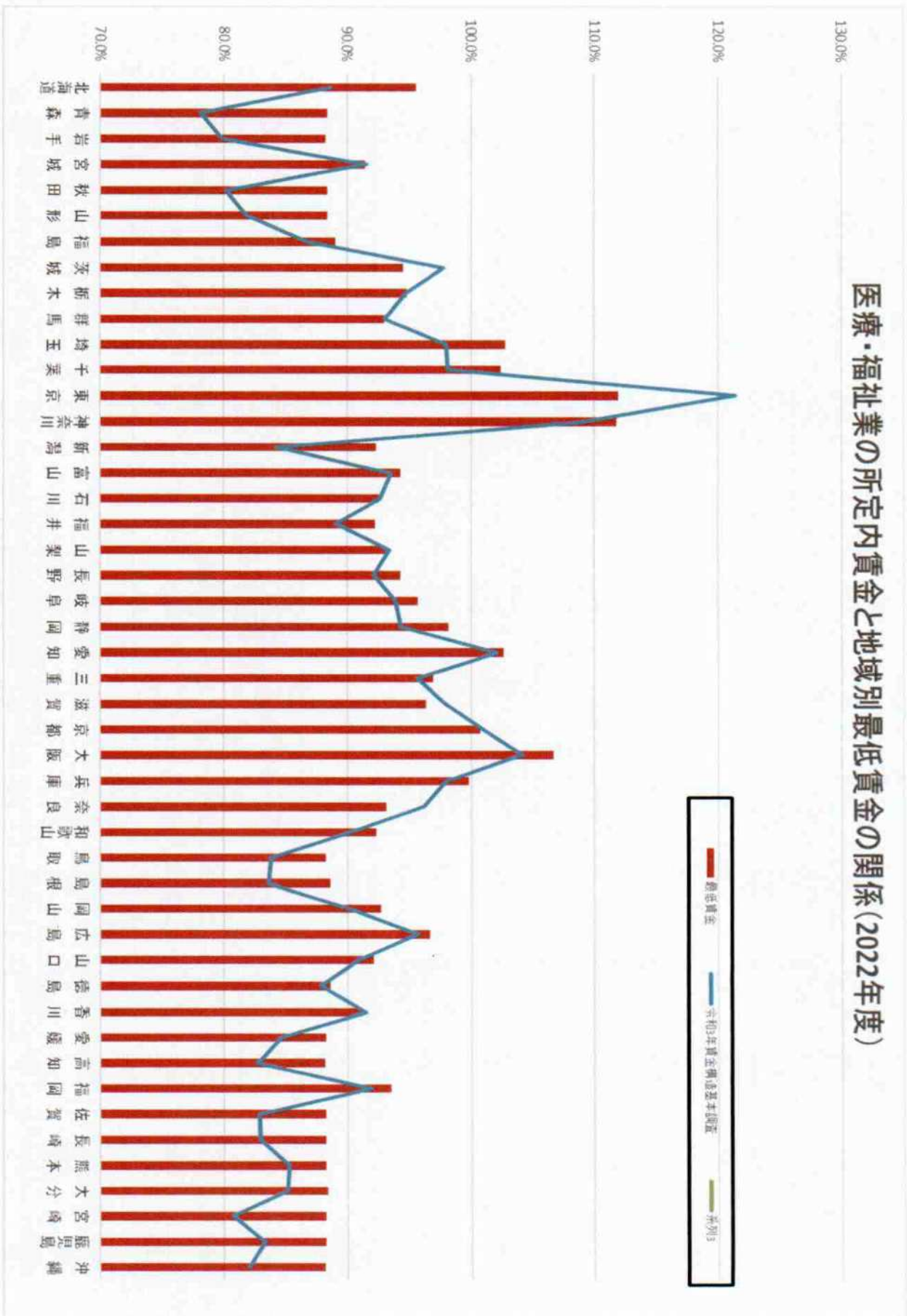
つきましては、2023年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 早期に全国加重平均 1,000 円以上とすることを目指し、秋田県でも本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、賃金水準の引き上げ及び地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業はじめとする各産業への特別の支援を継続すること。

以 上

医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2022年度)



<参考>

2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行様



中通病院労働組合

執行委員長 高

〒010-0001 秋田市中通6丁目1番5

電話 018-833

FAX 018-832

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、中通病院労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額が853円となりました。貴審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金の実現めざし、今年も精力的な審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

昨年の秋田の答申額853円は、一昨年の822円から31円引き上げられました。秋田は19年連続の引き上げで、引き上げ幅は過去最大だった一昨年の30円をさらに上回りました。しかし、残念ながら東北最下位、他9県と同額で全国最下位となってしまいました。昨年答申された全国の状況を見れば、人口を加味した全国加重平均で31円引き上げ、930円から961円になりました。賃金の地域間格差を縮小する機運の高まりを受けて全国で31円以上引き上げましたが、全国答申額の結果をみれば最高額は変わらず東京の1,072円、最低額は10県が853円、秋田県は残念ながら全国最下位となり東京都と比べ219円もの差があります。これでは、秋田から若者の人材流出を止める事はできず、秋田県が最重要課題として取り組んでいる、少子化、人口減少問題等を解決していく上でも大きな障害となり、秋田の状況はますます悪化するばかりと思います。

いま、コロナ禍や世界情勢が不安定な状況で燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、地域経済の好循環を生み出していくためには最低賃金の引き上げが必要です。

現在の最賃853円を秋田県毎月勤労統計2023年4月総実労働時間148.1時間、年間1777時間で単純計算をすると、月額126,329円、年額1,515,952円となります。はたして本当にこの金額で生活ができるでしょうか。「秋田で働き、結婚して子育てをして、生活し続ける」ということには到底及ばない金額です。現在の地域間格差のままでは、秋田の若者が展望を持って地元で働くことができません。2022年人口動態統計から、秋田県は今回も残念ながら婚姻率・出生率が全国最下位という、若者に展望・未来のない状況が続いています。賃金が低いことで婚姻や出生に展望がもてない社会になっています。

日本の最低賃金は非常に低く、フルタイムで働いても必要生計費に遠く及びません。また、医療・福祉の所定内賃金（厚労省「賃金構造基本統計調査」）と地域別最低賃金は明確に相関しており、地域別最低賃金の格差が反映しています。A～Cの三つにランクを削減、再編され、秋田県はCランクとなりました。「全国一律最低賃金制」で、格差の是正・賃金底上げをはかることは、医療・介護労働者全体の賃金改善につながります。また、社会保障負担の軽減を求める運動とともに最低賃金の引き上げは生活保護基準とも連動することから、全国一律の最低賃金は、ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結び付けるにも重要です。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって格差が存在することには納得できません。

岸田内閣は、「最低賃金について、昨年は過去最高の引き上げ額となったが、今年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、しっかりと議論いただきたい」と言及しています。海外では春から夏にかけて、最低賃金（時給）が次々引き上げられています。先に行われた参議院選挙各政党の公約などでも、自公政権は加重平均 1,000 円以上、各野党は全国一律 1,500 円以上、段階的に 1,500 円以上等と最低賃金引き上げに前向きです。しかし、大幅に引上げるためには、政府として中小企業支援も大胆に行わなければならないと思います。昨年 2 月に岸田首相肝いりのエッセンシャルワーカー（看護師、介護職、保育士、幼稚園教諭等）の賃上げが実施され、昨年 10 月には診療報酬「看護職員処遇改善評価料」により、継続的に看護師の給料の 3%程度（月額 1 万 2000 円）の引き上げが行われました。不十分な内容もありますが、政府が直接支援して実効されています。最低賃金は全労働者に関わるものです。よって大幅に引上げを実現するためには、政府の中小企業に対する大きな支援が必要となります。審議会としても国に対しての要望を強くお願いします。

また、昨年の秋田県の最低賃金が 853 円と引き上がった事により、当病院の臨時職員の時給も引き上がり最低額が 860 円となりました。残念ながら最賃に張り付いている実態です。正規職員と臨時職員とでは大きな格差があります。労使交渉で毎年一定の改善はされているものの、やはり基本となる最低賃金が大幅に引き上がらなければ格差は解消できません。

新型コロナウイルス感染拡大は未だ収束せず、4 年目に入っています。5 類へ移行となりましたが、医療・介護の現場では、経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。もともと基礎体力が弱い日本の医療・介護経営の実態に、コロナ禍に伴う収益の大幅な減少が押し寄せ、全国の数多くの医療機関が経営破綻の危機に立たされています。早急な国の思い切った支援が必要です。そのためにも今回の最低賃金の改定は大幅な引き上げを実現し、独立して生計を営める賃金水準に引き上げていただきたいと考えます。

2023 年の地域別最低賃金改定にあたり、秋田の若者が地元で働き、結婚して生活し続ける事ができ、そして将来展望につなげていく事ができるよう、十分にご審議をお願いします。また、秋田地方最低賃金審議会として最大限独自性を発揮して頂き、地域間格差を縮小していくためにご審議頂くよう重ねてお願い申し上げます。

つきましては、2023年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上



秋高組発 第27号

2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 様

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 大塚 久司

〒010-0951 秋田市山王4丁目4-14 秋田県教育会館3階

TEL: 018-824-1667 FAX: 018-863-0493

E-mail: akita-ko@jasmine.ocn.ne.jp

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類に変更され、日々の生活や経済はコロナ前に戻りつつあるとされています。しかし、数年間続いたコロナ禍とウクライナ情勢などの影響もあり、あらゆる物価が高騰し、日々の生活そのものへの不安が大きくなっています。2023春闘において賃金引上げ率は高い伸び率であることが報道でも強調されていますが、物価上昇率を上回るものではなく、実質賃金は低下を続けています。このような状況下で、誰もが「健康的で文化的な最低限度の生活を営む」ために、労働者の賃金・雇用を改善することが求められています。

ここ数年、高等学校卒業予定者の県内就職希望者の割合及び県内就職内定者の割合は比較的高い状態で推移しています。しかし、厚生労働省がおこなう賃金構造基本統計調査等によれば、秋田県の新規学卒者の初任給は全国的に見ても低いことも事実です。秋田のために働く意欲をもって就職したものの、賃金の低さによって県外へ出ざるを得ない若者が増えることが懸念されます。秋田県全体が活性化するためにも、最低賃金を引上げ、地域間格差を是正していくことが必要です。そして、それをするのに十分な中小企業支援策を講じることも重要です。

つきましては、2023年度の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上



2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

全日本年金者組合秋田県本部
執行委員長 大坂谷 邦雄
〒010-0001
秋田市中通7丁目2-21
くらしと労働会館4階
電話・FAX018-833-5456

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

貴委員会が県民のくらしの向上に尽力されていることに感謝申し上げます。

今年度の最低賃金の審議にあたっては憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざすことを要請します。

年金者組合は、年金受給者を中心に組織され、最低年金制度の確立、高齢者の医療・福祉充実などをめざしています。

今、年金者組合の最大の要求は「人並みに暮らせる年金を」です。昨今の国内外情勢を反映し、物価は急上昇しているにもかかわらず、年金の引き下げが続いており、「3度の食事を2度にした、電気代が高いのでクーラーをつけない」など、人間らしい生活とは程遠い暮らしを強いられています。ご承知のように、マクロスライドの実施により年金引き下げが続き（第2次安倍内閣以降の11年間で公的年金が7.3%減額）されているからです。

秋田県の年金支給額は、最低賃金の低さが反映し、全国で最低位の年金支給額です。低年金のため年金受給資格を得ても働かざるを得ない現状があります。年金生活者、無職者、非正規雇用労働者の中には、国民健康保険の保険料（税）さえ払えず、生活と健康に不安を感じている人が増えています。

年金受給額は、現役時代の賃金が反映しており、秋田県の最低賃金が年金支給額に反映しています。また、高齢になって都会で暮らす子供たちと同居するようになっても、秋田県で働いていたというだけで年金支給額が低いことに納得できません。最低賃金は全国一律にしない限りこの問題は解決しません。

以上のことをご賢察くださり、以下のことを特にお願いします。

記

- 1 人間らしく暮らせる年金額を実現するためにも秋田県の最低賃金を物価上昇に見合う金額に改善し、生存権を保障する賃金にしてください。
- 2 賃金の地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金を実現してください。
- 3 賃金が退職後の生活を左右する年金支給額に重大な影響を与えること念頭にいた賃金改善を行ってください。



2023年7月20日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐和行 様

〒010-0976 秋田市八橋南1-2-29
TEL018-823-7748 Fax018-823-
全日本建設交運一般労働組合秋田
執行委員長 高

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が本年度の最低賃金改正の審議を始めるにあたり、意見書を提出いたします。

記

【意見書の内容】

1. 本年度において、最低賃金の大幅な引き上げを実現すること。
2. 全国一律最低賃金制度を展望し、地域間の最低賃金格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解が得られるよう、「政府の責任において中小零細企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。

【意見書の理由】

日本国憲法は第 25 条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、最低賃金法は第 1 条の目的で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」としています。現在の秋田地方最低賃金は、時間額 853 円です。この額は、自立して子育てができ、労働力の再生産を保障できる生計費水準には程遠い状況です。憲法の求める「人間らしい生活」を達成するために、大幅な引き上げが必要です。

ところで日本の最低賃金には、3 つの大きな問題があります。1 つ目は低すぎて自立して生活できないこと、2 つ目は地域別で格差が広がっていること、3 つ目は中小零細企業支援がきわめて脆弱であることです。

最低賃金の地域間格差をみると、秋田県(時間額 853 円)ともっとも高い東京都(時間額 1,072 円)を比べると、格差が時間額で 219 円あります。地域間格差が依然として縮まらないことなどから、最低賃金の低い地域から若者などの労働力が流出し、人口減少の大きな要因となっています。中央最低賃金審議会は最賃の目安ランクを本年 ABC の 3 ランクに再編しました。これは地域間格差の是正を求める世論に押されての小手先の変更でしかなく、最低賃金の高いところは高く、低いところは低いまま固定化する構図に変わりありません。秋田県の最低賃金は全国最低位の C ランクです。

私たちの組合が加盟する秋田県労連をはじめとする東北 6 県の県労連は共同で、2016 年に「最低生計費試算調査」を実施し、2022 年 10 月には近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算を行いました。その結果、秋田市の 25 歳単身者では普通の暮らしに必要な費用は月額 253,580 円(税込み)必要で、2016 年当時よりも 16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間を 173.8 時間とすると時間額 1,459 円、150 時間とすると時間額 1,691 円になります。この数字は、最低賃金の大幅引き上げの根拠を裏付けるものだと確信します。

中小零細企業の多くは大企業の下請であり、指値や買ったときなどによって不公平な取引にさらされていて、経営的にきびしい状況にあります。中小零細企業が安心して最低賃金引き上げに対応できるよう政府予算を大幅に引き上げて、社会保険料の事業主負担を減免するなどの抜本的支援策が求められています。

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

*50音順

区分	氏名	現職
公益代表	うすき ともあき 白木 智昭	秋田大学 教授
	さが ひろし 嵯峨 宏	弁護士
	ながき かずゆき 長岐 和行	弁護士
労働者代表	いのうえ まさかつ 井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
	ごとう まさふみ 後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	さとう しんゆき 佐藤 伸幸	連合秋田 組織部長
使用者代表	おの ひでと 小野 秀人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	さかいだ みき 境田 未希	(株)境田商事 取締役
	ときた ゆうじ 時田 祐司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
任期	令和5年7月19日 ～ 専門部会廃止まで	